

令和5年12月

中札内村議会定例会会議録

令和5年12月15日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
代表監査委員	木村誠君		

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君
住民課長補佐	平山直人君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長	渡辺大輔君
------	-------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	野原誠司君
------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	平澤悟君	書記	植松菜々美君
--------	------	----	--------

◎議事日程

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------|
| 日 程 第 1 | 議案第 8 5 号 | 令和 5 年度中札内村一般会計補正予算について |
| 日 程 第 2 | | 一般質問 |

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年12月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第85号 令和5年度中札内村一般会計補正予算について

○議長（中井康雄君） 日程第1、議案第85号、令和5年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、議題に供されました一般会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ4,512万9,000円を追加し、総額を59億1,962万7,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第85号、令和5年度中札内村一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー14番、一般会計補正予算書をご用意いただきまして、9ページをお開きください。

それでは、一般会計の歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に關係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

それでは、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費、説明欄上段、児童支援費3,923万3,000円の追加は、令和5年11月2日に閣議決定されましたデフレ脱却のための国の総合経済対策として、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に直面する低所得者世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付するもので、給付に必要となる事務費及び給付金について、追加しようとするものであります。

なお、特定財源として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を同額追加しようとするものであります。

なお、本特別給付金の詳細につきましては、黒ナンバー15番、議案関係資料その2、1ページに支給対象者や事業費等の詳細を記載しておりますので、ご参照をください。

次に、黒ナンバー14番、補正予算書9ページに戻っていただきまして、2目児童館管理費、説明欄下段、児童館エアコン設置工事589万6,000円の追加は、本年の猛暑を受け、児童等の熱中症対策として、施設内の冷房化のため、施設内5つの部屋に新たにエアコン

ンを設置しようとするものであります。

また、本工事費につきましては、年度内での工事完了が困難なことから、繰越予算とするものであります。

なお、特定財源として、端数分を除きまして、地方債を全額追加しようとするものであります。

また、黒ナンバー15番、議案関係資料その2、2ページに、エアコンの設置箇所について記載をした平面図をお付けしておりますので、ご参照をください。

次に、戻っていただきまして、8ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

10款地方交付税、1項、1目地方交付税9万6,000円の追加は、財源充当残について、財源調整するものであります。

次に、さらに戻っていただきまして、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正は、児童館エアコン設置工事について、年度内完了が困難なことから、追加をしようとするものであります。

次に、5ページをお開きください。

第3表地方債補正は、児童館エアコン設置工事の財源として、緊急防災・減災事業を新たに追加しようとするものであります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第85号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） 補正予算書の児童館のエアコン設置工事についてお伺いいたします。

保育園のエアコン設置事業につきましては、先日行われた初日の定例会でも、工期について議員からも質問が出ていたと思います。

令和6年度内に設置をするということで、夏には間に合わないということだったので、同様の内容かなというふうに推測されますけれども、こちらの児童館の設置についての工期についてをまずお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 児童館のエアコンの工事の工期につきましては、令和6年の5月末までには設置ができる見込みというふうになっております。

遅くとも6月末までにはということで話はしておりますけれども、夏までには工事が間に合うようにということで調整をしています。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

児童館の方は夏までに間に合うという形ですね。

その理由としては、保育園の場合は、キュービクルの設置があるために、なかなか工事に入れないというようなことでしたけれども、児童館の場合はそういった問題がないという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 児童館につきましては、もともと受電設備がないということで、この容量のエアコンの設備につきましては、現在の電源盤の増設ですとか、ブレーカー

の容量の増設というような工事で対応することになっております。

そのため、保育園とちょっと違いまして、少し早く工期を設定することができました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

では、これで質疑を終わります。

議案第85号に対する討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第85号、令和5年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長（中井康雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解に願います。

順次、質問を許します。

通告順により、最初に2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは、許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

「日本で最も美しい村」連合に加盟した村の防風林についてです。

本村は、2016年に「日本で最も美しい村」連合に加盟しました。

北海道では9町村が加盟し、各町村ではそれぞれ特長あるイメージ形成に努力していると思います。

本村の特長である風景としては防風林が考えられます。防風林は農村景観の中で象徴的な役割を、良好な地域イメージに貢献しております。

しかし、その防風林は長い年月の間に木の枝が伸び、その枝の下には雑草、雑木が生え、木の根までが農地に伸びております。

中札内村の基幹産業は農業であります。防風林の影響により、防風林際の一部の農地では耕作ができなくなったり、大型機械が枝にぶつかったりするなどの影響が出ています。

農村景観の象徴である防風林により、このような影響が出ておりますが、このような影響に対して、「日本で最も美しい村」連合に加盟した村としては、どのような対策を講じていく考えなのか伺います。

また、中札内村では、村づくりを応援してくれる全国各地の人たちから多額のふるさと納税寄附金をいただいております。

防風林の管理、整備を行うには、長い年月と多額の費用が必要だと思いますが、このふるさと納税を活用して、この美しい農村景観である防風林の枝処理、雑木処理や雑草処理をするなど、防風林の管理費用に充てることもできるのではないのでしょうか。

ふるさと納税をしていただいた人たちも喜ぶのではないのでしょうか。

村は、大切な農村景観、防風林を守るための資金として、ふるさと納税寄附金を活用する

考えはあるのか伺いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 答弁願います。

森田村長。

○村長（森田匡彦君） 本村の防風保安林は美しい農村風景の形成に寄与しており、「日本で最も美しい村」連合に加盟した際にもこの点が評価されたところであります。

また、その名のとおり、開拓時代から農作物を風害から守る一助を担っており、森林法に基づき都道府県知事等から指定、保全される公益的資産でもあり、その管理については中札内村森林整備計画により進められております。

北海道の造林事業補助金を活用した下刈り、間伐等の作業のほか、冬季労働者雇用対策事業等を活用した保安林内の下刈り、雑木処理等も行っているところであります。

ご質問がありました営農活動に影響が出ている畑際の保安林対策についてですが、村では農業者からの連絡や職員の見回りによる目視点検により、その都度、十勝広域森林組合や高齢者就労センターに支障木伐採等の処理を依頼し、営農への支障を軽減する対応に努めております。

また、一部の防風保安林では、知事指定を所管する十勝総合振興局とも協議を行いながら、防風効果を維持した上での伐採を行っております。

畑際の植栽についても、樹種を変える工夫や、現場状況にもよりますが、伐採木より林帯内側に植栽をすることで、将来的に営農に支障がでないような取組みも進めております。

その対応は現場ごとに異なりますが、今後も防風保安林に隣接する農業者と協議を行いながら、必要に応じて営農活動への影響を最小限に抑えるよう努力してまいります。

併せて、風から大切な作物や土壌を守り、地温上昇により圃場の生産性向上が図られることなど、農業全体に多面的な効果を持つ防風保安林の意義を理解していただくような周知も進めてまいります。

次に、防風保安林の管理、整備に関わる費用についてですが、法律に基づく公益的資産として計画的かつ恒久的に取り組む事業の性質上、そのほかの生活基盤インフラの維持管理と同様に、安定的な財源を確保して取り組むことが望ましいと考えます。

ただ、北嶋議員のご指摘のとおり、防風保安林は、本村の美しい農村景観を維持する大切な要素でもあり、ふるさと納税寄附金を原資とした豊かな環境等創成基金を活用し、支援くださった寄附者の負託にこたえることも十分意義があると認識を新たにいたしました。

国庫補助金等を活用し進めている造林事業とは別に、防風保安林の管理に係る雑木処理や支障木伐採処理などに対しては、ふるさと納税寄附金により取り組むことを前向きに検討いたします。

○議長（中井康雄君） 以上で答弁を終わります。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは、再質問させていただきます。

村も前向きにしていることもわかるのですが、なぜこの質問をしたかというと、9月の決算委員会にも言いましたけども、やはり過去には、防風林は風があまり吹かない時代には枝が落ちる、苦情があったのですが、近年、春先の強風により、畑作が防風林によってかなり守られていることもわかってきておりますし、農村関係の人も、この防風林の価値というのはものすごくいいものだとして評価しているところでもありますけども、その防風林も、今、冬期労働者雇用対策事業というもののの中で整備をしているというのですが、果たしてどのぐらいしているのですかね、それは。

今、中札内号線が300間、300間、540メートル四方の中にあるのですが、そ

の540メートルの防風林、ずっと村の中にあるのですけども、その整理を、冬期労働者雇用対策事業としてどのぐらいの人数で、どのぐらいの費用で、どのぐらいの面積ぐらいしているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 少々休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 冬期雇用対策の実施事業に関して、私の方からご説明したいと思います。

さすがに面積までは計測していないのでわからないのですけれども、今、人数的には14名の方が冬期雇用対策に参加していただいております。

12月の1日から現地入っております、約2週間、土日を除くのですけども、2週間ちょつとの日数をかけて、除伐ですとか雑木整理ですね。

そういったことで保安林内入っていただいております。

今入っているのが、令和5年度、47号、48号間東1線、3線間、東1線から東3線までの間、約1,100メートル。

それと、43号の途中からですけど、43、44号の間ぐらい、そこから47号、48号間の間の東3線、4線間の保安林、東4線、東3線の間、それに並行に走っている保安林。そこも一部入っていると。

この後、協和37号、39号先、国道の手前までの東3線、4線間、約1,100メートルぐらいでしょうか。

その間、今、除伐等入っています。

ただ、これまでもずっと保安林については、冬季間、それぞれの保安林回って状況見ながら行っております。

ただ、北嶋議員もご存知のとおり、それをやったからといって、複数年ずっときれいな状態が保てるかということ、新たに伸びてくるものも当然ございますから、これも継続的にやっぱりちょっと続けていかないとならないかなというふうには思っています。

これ景観上のこともそうですけど、言ってみればそういうふうに木が生えていることで、そこにごみを捨てようとか、そういった環境問題のこともございます。

あと、有害鳥獣のシカ等が生息するのをできるだけ中を見えるようにすることで、できるだけ避けたいという思いもございますので、複合的な理由からそういった処理をしているということでございます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 今聞くとところによると、かなり面積がやられているようですけども、なぜこの質問をするかといったら、なかなかそういうことに目につかないときもあるし、今言われてはつきりわかることもあるのですよ。

自分の言いたいことは、やはり美しい村の防風林を美しく保つために、そういうものかなり計画的な形の中でやっていただきたいと思います。

そういうことを言いたいことと、せっかくな防風林なのに、農地に来て、農地の方に被害が被っているということに対しても、やはりそれは考えてもらわなくてはいけないなと

ということなのですね。

これ、防風林というのは長い年月があつて、小さい時にはそこそこやっていったのだけでも、段々段々木が大きくなると、昔は馬で小さいトラクターでやっていた時代は、段々段々農地に入ってきて防ぎきれなくなっている部分もあるのですよ。

そういうことで、今、全部とは言わないけど、耕地防風林によっては、農地との堺は場所によっては違うよという話も聞いておりますけども、やはりせっかく美しい村連合に加盟していろんな形の中でうちの村は美しい村連合に加盟していますよって言っている中において、村としてもうちちょっと目立つような形の中のもの整理してほしいと思うのです。

過去には、東4線の41号から42号の間ぐらいかな、あそこに白樺を植えて、あそこに景観何だかという看板を一時立てた時代があるのですよ。

それはうちの村はまだ美しい村連合に加盟していない時の話なのです。

その時代からうちの村はそういうことに力を入れてきているからね。

やっぱり、今後は、せっかくあれしたんだし、今言うように、ふるさと納税、いろんなものあるから、そういうものを使つていただいて、調査もしていただき、整備をしていただきたい。

それで、過去に質問した中において、中札内村では今、シカの被害が、そういう防風林を整備することによって、有害鳥獣が住んだり通ったりするところなくなるような形を早くつくってほしいと。

前回質問したのですけど、うちの村でシカによる被害は2,000万円前後あります。

その2,000万円というのは、農業に対してはマイナスになっている。

これも全部詳しく調べると、もっともつとあるのだけでも、一部被害あるところの大きいところだけは計算すると2,000万円ぐらいなのですよ。

それをやはり、その被害があるということに対して、やっぱり村として、その被害分だけでも使つたらいかなものですか。

今聞いているわけですね。

だから、村として、本当に景観をつくれますよ。

それから、雑木をなくしますよというような形を、今後もうちちょっと見えるような形の中でやっていただきたいというのが今回の質問なのですよ。

そんなことで、もう我々も引退する齢になりましたけども、若い人たちがこれから。そうやって雑草が生えて農地のところにいるのはもう当たり前だって考えている人もいますよ。

過去には、村にそこを補償をすれという話をした人もいますけども、なになになつちまったよという形なのですよ。

やはり、村としてもうちちょっと景観を良くするために、今、面積あれしたけども、14人で云々と言っておりますけども、面積的にはそんなものでない、たいしたことないと思うのですよ。

計画的に、300間、540メートルですか、540メートルは今年これだけ、全部ここをきれいにしますよという順番を追ってやっていくような形というのはできないものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、前段の農業被害のところも含めて、保安林の農業被害のところも含めて、お答えをさせていただければなというふうに思っておりますけども、北嶋議員がおっしゃるとおり、畑際、保安林があることによって、例えば、

枝払い、枝が畑に侵食しているですとか、雑木が畑側に入り込んでいるというご指摘もございましたけども、それに対しては、村としても、先ほど村長答弁したとおりで、都度の対応にはなりますけども、畑に影響を及ぼさないように、きちっとその部分については対応をしていきたいというふうには考えておりますし、今おっしゃいました保安林全体の雑木処理も含めた管理ですけども、村全体で、やはり一度にということには当然なりませんので、そこはある程度計画的に、失対事業も活用しながら、計画的に管理運営は行っていきたいというふうに思っておりますし、その財源につきましては、先ほど村長が答弁あったとおり、ふるさと納税を活用した原資を使いながら整備することも、今後考えていきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） そこまで答弁してもらおうと、あと段々続かなくなる部分もあるのですけども、やはり、日高山脈を背景に、防風林、そして畑の作物の花が咲いた時。

そういう時には中札内村で一番美しい時ではないかと、そういうふうにもいつも思っております。

その横に、防風林の横に雑草が生えていたり、雑木が生えたというのは、ちょっと美しい村としては寂しいところがあるのかなと。

そういうふう感じて、今質問しているわけですね。

今回、前向きなかなりの答弁をいただいて、これより何も言う必要はないと思うのですけども、ただ一つ気になることは、これから務めてまいります、努力します、進めてまいります、前向きに考えます。

これは前の議会で、講演を受けた時に、こういう言葉は、もうこの場で終わりですよということですよという話も聞いたことがありますし、前にいた役場の課長さんにもそういう話を聞いております。

なんとか、こういう言葉でなくて、実施に向けていけるように、例えば、最小限にむかえるよう努力しますでなくて、実施してまいりますぐらいの言葉を入れていただいて、やはり前向きな言葉で進めていくというのが本来でないかと思うのですけども、その辺いかなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 特にふるさと納税の寄附をいただいたその財源をもとに、計画的に進めるということは、実施してまいりたいというふうに思います。

ただし、新年度予算、6年度予算というのは3月の定例会に議案として上程させていただいて、議会の皆様のご承認をいただいた後、執行ということになりますから、財源をそういった事業に充てるというスタンスは基本的に持って、予算編成に、これから6年度の予算編成なのですが、予算編成をしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） これから予算編成に入るということですから、期待をしながら、本当に中札内に関しては、防風林がほかの町村よりは整っている部分もあります。

しかし、やっぱり、これから日高山脈国立公園ができる中においての中札内を、ここにバックにした日高山脈というのは、ものすごく美しい村になります。

そんなことで、これは意識してつくってほしいのですよ、防風林の整備だとか、いろんなものを。

ちょっと横にそれるかもしれないけど、農道の草もいっぱい生えております。

過去よりちょっと多めにしているのかなという部分もありますけども、やはり美しい村

連合、美しい村連合と言っているのですから、村道の草刈りはしっかりしていただく。

これも美しい村をつくる一つの原因でないかと思います。

それから、過去に言ってみましたけども、村でやれないとしたら、農地・水、あの関係が各中札内村に、農村地区にあるはずです。

そういうところに、村道を整備していただくための資金を出すとか、何とかそういうふう
に、全部行政でやるというのはかなり難しい部分もありますから、農村地区にはそういう組織もあるはずなのです。

そういうものを利用しながら、これは何回も言っていることですが、本当に中札内村の道路には、村道には草が生えすぎていますので、その辺を美しい村には、ちょっと目障りなところがあります。

そんなことで、言葉の中でなくて、自分まだ3年ちょっと任期ありますので、これ実施しなかったら、また質問しますけども、言葉だけでなく、本当に中札内村は美しい村に対して、ものすごく積極的ですねというものの村づくりに、村政として務めていただきたいと思います、いかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 今の道路云々については通告されていませんので答えることはできないと思いますけれども、全体的な答えとしてお願いいたしたいと思います。

森田村長。

○村長（森田匡彦君） 「日本で最も美しい村」連合に加盟している自治体として、その農村景観、美しい農村景観を形成している上での防風保安林の価値というのは、最初答弁させていただきましてとおり、我々としても十分認識しているところであります。

そういった面では、そこをまだまだ可視化が足りないというようなご指摘もございました。

先ほどご説明申し上げましたとおり、計画的に防風保安林は維持しておりますけれども、そういった取組みがまだまだ住民に周知されていないということもございます。

あと、農地・水の関係の取組みも、実は農業者の方々、実は大変ご協力いただいて、農村景観、農村環境の維持にご協力いただいておりますので、そういったことを、我々としてはしっかり可視化して、住民の方にご理解いただくような努力はまだまだ足りないというふうに、今改めて認識したところでありますので、令和6年度、日高山脈が国立公園化指定という大変大きなマイルストーンになるような年になりますので、美しい村づくりに、これまでに以上で全力的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 村長の答弁に対して、前向きでうれしいのですが、ちょっと一つだけ、3日前ですか、38号、39号の間のうちの借地の横に、なぜか一生懸命、枝と雑木を切っておりました。

急にああいうことをすることでなくて、調査してほしいし、自分が言ったからああいうことをしてくれたのかなということに対しては、これは村民に対してものすごく申し訳ないこと言っているなって気もするのですけども。

あの結果を見ますと、雑木は上の方から切って行って、また下から枝が出てくると。

もう少し調査しながら、研究しながらやってほしいなということですが、いかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 38号、39号間については、もともと冬期雇用対策で事業を入れることがもともと決まっているところで、それで入ったものだというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 2 番北嶋議員。

○2 番（北嶋信昭君） わかりました。

やってもらったことはうれしいし、計画的だということはいいのだけど、今この時期に言われると、北嶋がうるさいから先にやったのかなんて勘違いした部分はあるのですが、もう一つそこに言いたいのですが、雑木を切る時に、もっと下から切らないと、また枝が出てきて増えるのですよね。

その辺もよく研究していただいてやっていただきたいなという部分でありますので、これ以上何も言うことないのですが、このように立派な文章いただいたので、ぜひ、前向きに美しい村をつくっていただきたい。

これは行政あげてやらないと、村民も参加できないし。

それから、村民にもっと美しい村連合に加盟したということに対しての理解を得るような活動もしていただきたいと、そういうふうに思います。

村の答弁は違うこと出るかなと思ったのですが、意外と前向きに出ましたので。

何とか、ここに書いてある文章の中で、前向きに進んでいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） それでは、次に、6 番戸水議員。

○6 番（戸水隆君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今日は若い青年部の皆さんが来ておられます。

また、うちの家族もいますから、何やら昔の小中学生の時の参観日のような気がします。

それでは、高病原性鳥インフルエンザに対する対策についてということで、近年、高病原性鳥インフルエンザのニュースが全国的に報道される中、つい先日、大樹町でオオハクチョウの鳥インフルエンザ陽性が確認されました。

養鶏業の盛んな中札内村にも迫りつつある危機をどう防ぐのか。

絶対発生させてはいけない病気であります。

中札内村は、採卵鶏約 20 万羽、ブロイラー肉鶏が約 18 万羽、これは忠類農場も含まれていますけれども、昔から養鶏業の盛んな村として知名度も高く、中札内たまご、中札内若どり田舎鳥はブランド化しており、十勝管内ではもちろんのこと、全道では引合いの強い人気度を誇る商品でもあります。

村のイメージキャラクターがピータンであるように、村には欠かせない自慢できる産業でもあります。

昨年度、国内で発生した被害農場 84 例のうち 5 例が北海道であり、記憶に残るのが 3 月 4 月の千歳地域で発生した事例であります。

道内のスーパーから鶏卵が激減、価格の高騰、いわゆる卵危機、エッグショックに陥ったのです。

道の駅なかさつないの卵自動販売機にも卵を買い求める人の長蛇の行列が一日中みられ、経験のない社会現象となっておりました。

卵情勢が安定してきた現在も道の駅では村内外から多くの人が買い求めに訪れられ、中札内たまごの人気度が伺えるところでございます。

このような中、以下の 3 点について伺います。

1 番、高病原性鳥インフルエンザから中札内の養鶏業を守るため、村独自の防疫対策は何かしているのか。

2 番、養鶏業者への消毒機材等への助成の検討は。

3 番、万が一発生してしまった場合の対処策、家畜保健所や道、関係団体との連携がスム

一ズに進められる体制が整えられているのか。

この3つをお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 答弁願います。

森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） 高病原性鳥インフルエンザに対する対応についてですが、基本的には各都道府県が行うこととなっておりますが、1点目の村独自の防疫対策については、養鶏事業者敷地内の消毒強化を図るため、中札内村家畜自衛防疫組合から石灰や消毒液の配布のほか、希望事業者には防護服も配布しております。

また、組合では石灰塗布機1台、高圧洗浄機2台を所有し、鳥インフルエンザが万が一発生した際に初動で消毒活動が行えるよう体制を整えているところであります。

今年度は、各農場の飼養衛生管理基準の徹底に向けて、事業主を対象に防疫の専門家による研修会を開催し、村では広報誌やSNS等を活用し、一般村民の方に対して、不用意に養鶏事業所に立ち入らないよう注意喚起を図っております。

2点目の養鶏事業者への消毒機材等への助成制度についてですが、国の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、いわゆる畜産クラスター事業において、養鶏事業者が車両消毒装置や動力噴霧機等の衛生管理高度化機械装置を整備した際、費用の2分の1の補助金が交付されます。

養鶏事業者がこの補助制度を活用するためには、中札内村畜産クラスター計画に養鶏事業者に係る取組事項を盛り込む必要がありますが、制度創設以降、同補助金は酪農事業者の活用を中心に計画を定め、養鶏事業者からは具体的な整備要望も無かったことから、計画には盛り込んでいなかった経緯がございます。

しかしながら、各地で高病原性鳥インフルエンザの発症事例が相次ぎ、衛生管理設備の整備に対する養鶏事業者のニーズも高まっていることから、村では同計画の見直しと改定作業を進めております。

令和6年度から補助金が活用できる体制が整う見通しです。

3点目の発生してしまった場合の対処策、連携体制についてですが、村では平成13年に中札内村家畜伝染病対策本部設置要綱を定め、各種伝染病が発生した際の対応などについて定めております。

また、十勝総合振興局と連携し、村内の養鶏事業者ごとの防疫計画を定め、移動制限区域の確認、農場ごとの消毒ポイントや消毒手順、人員配置など発生時の対応について机上でのシミュレーションを行っているほか、毎年開催している十勝総合振興局、十勝家畜保健衛生所主催の防疫演習に本村職員も参加し、防疫資材の配置方法や消毒作業の実地演習を行っております。

国内では近年、家きんや野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生が多数報告され、家畜伝染病の侵入リスクは年々高まっている状況にあります。

村といたしましては、引き続き養鶏事業者や関係機関と連携しながら病原体を持ち込ませないための防疫体制を徹底しつつ、万が一に備えて十勝総合振興局などとの連絡、連携体制の構築に努めてまいります。

○議長（中井康雄君） それでは、これで答弁を終わります。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 国内で令和3年度は966万羽、令和4年度では1,771万羽の殺処分が行われたのですが、道内では、令和3年度は約52万羽、令和4年度では約152万羽の殺処分と、年々増加してきております。

記憶に新しいのは、平成28年12月に、清水町で発生した十勝管内初の事例であります。28万羽の殺処分が行われたということで、約38万羽の抱える中札内村としても、いつ発生してもおかしくないといっても過言ではない状況であります。

先日、大樹町でオオハクチョウでの陽性確認がされたということで、野鳥は普通にどこにでも生息しておりますから、ここ中札内村においても、人間のインフルエンザやコロナウイルスのように、身近に迫っているという危機感を持たなければなりません。

また、野鳥の死骸や糞などを食べる動物や昆虫、また、それらに触れた人間や車両、道具や自然環境、あらゆるものに菌が付着している可能性があるかと予測しなければなりません。

経営者の推測話でありますけども、渡り鳥の休憩エリアが発生ポイントとなっておりまして、南日本から北上してくるにあたり、湖や沼地があるところが感染源であると推測する中で、渡り鳥の飛来距離も関係してまして、東北青森から函館の大沼近辺を通過して、支笏湖付近、昨年大発生しましたね、あの千歳とかか苫小牧、伊達あたり。

次にどこまで飛ぶかといいますと、網走付近、距離から行くと、下の方は港根室、上の方へ行けば旭川の上の朱鞠内湖近辺。

そういった予測ができるということなのですが、これは一概とも言えないですけども、とにかく湖や池や沼、そういう湿地があるところは大変危険なのだとということをおっしゃられていました。

経営者各々で自己防疫に徹していますけども、鳥類や小動物の鶏舎や堆肥舎への進入阻止のネットなど、隙間の封鎖、敷地内の清掃なども行っている状況であります。

関係者や労働者の付着進入防止の衣類消毒や交換、車両なんかも同様です。

あらゆることをやっておられます。

それでも感染しない可能性はゼロではありません。

そこでまず、先ほど答弁いただきましたけども、1番からやっていきたいと思いますが、中札内の自衛防疫組合の方から石灰や消毒液を配布していますよという答弁がありました。

これ、あれなのですね、道から来たものを配っていますよということだと思います。

あくまでも村独自の対応策ではないと思います。

また、石灰塗布機だとか高圧洗浄機は、初動に対して消毒活動が行える体制ということで、これは出てしまってからのものだと思いますので、できれば発生する前に何かできないのかということで、道から配布される石灰や消毒液等による敷地内の消毒、関係者や関係車両等あらゆるものに消毒徹底されていますけども、当然、先ほど言った道からの配布物だけでは足りないです。

経営者で追加購入されていますが、かなりの量だと聞いております。

村としても、農協、関係機関と連携しながら、これだけのブランド産業ですから、ともに防疫には寄り添うべきなのかなと思います。

村として、石灰等なんかの補填だとかもいい案だと思いますし、村の先ほど言いました自衛防疫組合も養鶏業の活動が6月から10月までの衛生昆虫の駆除ですか、それは行っていますけども、そのほかには、養鶏業に際しては特にないというお話ですので、何か話し合えば、検討すれば、何かやるべきことが出てくるのではないかなと思います。

これら、養鶏農家からの要望なのですが、今後、衛生昆虫駆除は、もう雪融けた春の4月から、早い段階から来ていただきたいなという要望もあります。

あと、これは自衛防ではなくて、猟友会の方のお願いになるかと思いますが、カラスの駆除。

カラスは年中どこにでもものすごいですから、とにかくカラスが一番不安なのだと

うこと、言われていますので、こういった点も、村の独自防疫対策ということで検討していただきたいのですが、この辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、消毒体制の関係ですけども、戸水議員がおっしゃるとおり、養鶏事業者への消毒液、あるいは石灰等の散布については、基本的に鳥インフルエンザの対応が北海道、都道府県単位というところもございますので、都道府県を通じて資材が本村の方にも来て、うちの自防の方から各農家に配布させていただいているという実態です。

昨年度につきましては、12月と3月にそれぞれ2回そういったものを、消毒液等の配布を行っているところです。

基本的には北海道の対応で考えていきたいというふうには思っておりますけども、仮に例えば、消毒体制、そういったところが不備がまだ、石灰と消毒液の状況がまだ至らない部分というところが仮にあった場合は、家畜自衛防疫組合、組織役員にも当然養鶏農家さん入っておりますので、そういった意見も伺いながら、自衛防疫組合で追加的な措置があるかどうかも含めて、そこは自衛防疫組合と連携しながら、常にそういった点は話し合っていきたいというふうには思っておりますし、話がありました昆虫駆除の早期対策についても、今年度、自防の総会の中でもそういった意見が出されておりますので、令和6年度からは、少し散布時期を早める形で、今対応していきたいというふうには考えております。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 猟友会の関係についてもちっとお話がありましたので、追加してお話したいと思います。

カラスの駆除の許可期間、通年ですので、当然、猟友会さんの方でも許可に基づく駆除はできるわけです。

特に酪農家さんとか、養鶏業者さんの側で発砲するというのは現実的にできるかというと、それは基本的にはできないというふうに考えられます。

ただ、村の方でもカラス専用の罠とか、誘き込むタイプの罠ですね、そういったものも保持していますから、あまり見えるところではちょっとできませんけれど、酪農家さんでそれをやっているケースもありましたし、ちょっとその辺は猟友会の会員さんともちっとお話をしながらということにはなるのですが、山の方では、適宜それぞれ会員さん、カラスの駆除については取組んでいただいているというふうには認識しております。

お話はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 今、答弁にもありましたが、自衛防に関しては検討していただけたということで理解しました。

また、猟友会に関しても、いろいろありますね、鉄砲は民家の近くで撃てないとか、いろいろありますけども、罠というのは私も何箇所かに設置して見えますけども、とにかくカラスは本当に減らないというのですかね、養鶏業そしてまた、畜産の酪農やられる方も大変苦労されていますし、私たち農家の方々も結構カラスの被害というのは、かなり苦労されているので、できれば駆除、務めていただきたいと、そのように思います。

そしたら、もう一つ、私、大きく養鶏業されている3件は把握しているんですけども、村内に、たくさんではなくて、数十羽だとか小規模で飼われている方、これはちょっと私わからないのですが、それプラス、村内で、村民の方でペットというのですか、愛玩として飼わ

れている方、そういった村民の方々の把握というのは、村の方ではされているのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 産業課の方で把握しているのは、あくまでも養鶏事業者として飼われている鳥については把握していますけども、例えば、個人がペットといいますか、愛玩で飼われている鳥類までは、産業課の方では把握していないという状況です。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 把握していないということでわかりました。

これは本当に、もしそういったことが、インフルかもしれないということで、過去にも届けられた時には、万が一陽性が出てしまうと、村としても大変なことになりますので、これに関しては、村の広報誌ですとか、SNS等で注意喚起を行っているということですが、再度、こちら辺は注意していただきたいなと思います。

それでは次、2番目にいきたいと思います。

2番目の何か補助事業みたいなものに、何かできませんかということなのですが、現在、村内の養鶏業者では、消毒作業に使われている機材や施設等を要望しております。

石灰等の散布には苦勞されているようで、畑で使うようなブロキャスだとか使っておられるようですが、なかなかきれいに撒けないというのがあります。

また、冬は雪があるために、鶏舎の間が走っていけないというような、経営者それぞれごとに苦勞されているようです。

そこで専用の散布機が必要であること、また、車両等の消毒に、農場ごとに消毒槽というのですか、道路ちょっと掘って、そこに消毒液を溜めて、通過して消毒をするというような消毒槽なのですが、または、自動消毒装置、車が通った時に自動的に液が飛ぶというような、そういった設置が必要という要望があります。

これは自己資金で買えるもの、そんな多額の金額でないものに対して、村からも購入額の一部を助成できないものなのかということで検討していただきたいと思うのですが、これについていかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 申し訳ございません。

質問の途中でございますけれども、休憩をしたいと思います。

午前11時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

休憩前の戸水議員からの質問の答弁からお願いいたします。

尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、消毒機等を購入した際の助成の考え方という部分でございますけども、基本的には、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、今、国の畜産クラスター事業の中において、消毒装置等を整備した場合に、2分の1の補助が出ております。

例えば、養鶏事業者さん以外も畜産事業者さんが自農場の整備にあたる場合は、クラスター事業補助金を活用しているというところもございますし、それは畑作農家さんであれば、

当然、様々な機械を入れる時に、例えば、担い手確保経営強化補助金等を活用されているという例もございますので、まずは養鶏事業者さんにも畜産クラスター事業を活用した導入をしていただくというのを村は考えているところですが、ただ、先ほど、1回目の村長の答弁にもあったとおり、現行、この事業を使いたくても、本村の畜産クラスター計画の中に養鶏事業者が入っていないという課題がございます。

その部分については、村として今年度、今早急に見直し作業を進めて、令和6年度から、いわゆる令和5年の今、国で補正予算、畜産クラスター事業、ついでございますけれども、その補正予算を活用できるように、その体制だけは、まず早急に進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

畜産クラスター等ありますけれども、そちらの方を使えますよということですが、これは当然のことでありまして、自分は言っているのは、それほど金額のสูงくないものことですね。

自己資金で買えそうなぐらいのレベルの機材というのですか、そういったものを村独自、村もしくは農協とタイアップして、その購入額の一部でもいいですから、ちょっと手出ししていただけないかなということだったのですが、後ほど、畜産クラスターの方もちょっと入りますけれども、まずそこら辺なのですね。

今できませんという、できないという、答弁できないかもしれないですが、今後、ぜひそこら辺も検討していただきたいなと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 基本的に今まで、これまでもですが、村として農業費等を活用しながら、村として単独で補助金を出している事業というのは、どちらかというと、共同で使ったりする事業ですとか、あるいは、緊急性が発生して、自防の關係の予算もそうですが、早急に対応しなければならない予算ですとか、そういったところに基本的には補助金、村単独では独自に、この間も補助金をつけてきているところですので、基本的には、村としてはその考え方で進めていきたいというふうには思っておりますけれども、現実、例えば、こういった金額が安いというところ、安いといえますか、自己資金でも対応できるものというの、その辺は養鶏事業者とちょっと直接聞いてはいたくないところもございますので、そういったところの情報収集は、ちょっと今後に向けて情報収集はしたいというふうに思っておりますが、補助金の、村からの直接補助の部分については、前段述べた考え方で進めてはいきたいというふうには思っております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

なかなか、できれば発生する前の予防のための支援策として、先ほども言いましたけれども、村もしくは農協とタイアップして、その欲しい物に対して一部を助成いただきたいということなのです。

これはなんで鶏屋だけなのということになりますけれども、先ほど冒頭から言っていますが、中札内の養鶏業というのは、管内においても有名な産業でもありますし、中札内たまご、若どりさんの田舎どりというのは、本当に有名なブランドでありますから、万が一ここで中札内に出た時に、村何もしなかったのかって言われるのは当然だと思うのです。

できれば、少しでもいいから、気持ちでもいいのです、何かやっていただければ、きちんと寄り添っているのだなというのがわかると、村民の皆さんわかつて思うのですが、今

後検討していただきたいと思います。

次いきますね。

余談なのですが、なぜこのご時世、ワクチンが使われないかという疑問が湧くのでありますけれども、発生の抑制には効果はあるのですが、感染を完全に防ぐことはできない。

さらに、実際に感染した鶏とワクチンを接種した鶏との抗体検査で見分けるのに支障をきたすという可能性がある。

これは農林水産省の見解なのですが、養鶏経営者の意見なのですが、近年の鶏の品種改良は、生産物の増加を目的としているということなのです。

生産物の増加というのは、要はより多くのたまごを生む品種、肉に関しては、より短期間で大きくなってもらう品種、そういった生産物の増加を目的とした品種改良は最近の傾向だということですけれども、昔から比べると、鶏自体の母体の強さというのですか、は、昔から比べてひ弱というのですか、弱くなってきているというお話なのです。

それで、これからは、鶏母体を強化した病気に強い品種改良を期待しているのだというお話もあります。

また、今、皆さんニュースとかでご覧になった方もおられるかと思うのですが、発生した農場での大量殺処分を回避するために、分割飼養、分割管理というのか、今、東北ファームさんでしたか、試験的にやっておられるのですが、昨年発生した千歳地域でも、今進めているということなのですが、これは鶏舎をブロックごとに分けまして、作業する人や機材とか道具、車両もそうです。全てを完全に別にして、万が一発生しても、ほかのブロックの殺処分は防げるという仕組みなのです。

被害を小さくする減災の対策ではあるのですが、これに取り組むには多額な費用、投資がかかるということなのです。

ブロックごとにフェンスを設置したり、従業員、雇用を増やしたり、消毒施設等さらにブロックごとに増やさなければならないという問題がありまして、これ、皆さん想像つきますよね、どんなことかといいますと、私ちょっと今例えて言いますけれども、この議場が1養鶏農家さんだとします。

その中には、例えば、議員さんだけの議員鶏舎で、そっちには村長さんの村長鶏舎、代監さんの代監鶏舎と、3つ鶏舎があります。

そこで、今日は青年部の方来ておられますから、青年部の方は、作業されている経営者プラス従業員に例えるとしますと、今までは、青年部の皆さんで3つの鶏舎を全て管理していますね。

車両とか道具なんかも全て使いまわしで使っています。

それを、今はブロックごとに分けるというのか、フェンスで仕切りまして、例えば、議員鶏舎では、例えば、青年部のAさんが担当します。

要は、今までどおり全部の鶏舎を管理しないということなのです。

議員鶏舎だったら議員鶏舎だけ、ほかの鶏舎行ったらだめですよ。車もそうです、道具、身につけているもの全てです。

もう議員鶏舎はここだけ、村長鶏舎がお前が担当だ、お前が作業員を補充して、そこだけでやりなさいと。

代監さんの鶏舎もそうです。

これは、もし議員鶏舎で病気が発生した場合、全て、本来だったらもう3つとも全部殺処分なのです、同じ農場内なので。

もしかしたら、代監鶏舎では病気感染はないかもしれないのですが、管理している人は

みんなもう回っていますから。

ということで殺処分なのですが、今言った分割飼養、分割管理というのは、例えば、議員鶏舎で出た場合、完全に管理はここだけの人でやっていますから、恐らく検査しても村長鶏舎、代監鶏舎では陰性である。

これ検査して万が一陰性であれば、議員鶏舎は殺処分ですが、ほかの村長鶏舎、代監鶏舎は殺処分が免れるという、こういったシステムなのですね。

今これが普及させようと国もやっているようなのですが、これは来年度から国は導入にあたって補助を出すようですが、費用の一部にとどまるということです。

これに併せて、村も経営者が希望するのであれば、農協や関係機関と連携して、助成支援を検討していただきたいということです。

また、国や道の補助支援事業の斡旋を希望したいということで、ここで先ほど言っていたクラスター事業なんかに道筋を付けていただきたいということなのですが、こういうことなのですが、これに関してどう思われるでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 先ほど、戸水議員からも話がありました。

鶏舎をブロック別に分けて管理していくという方法ですが、確かに、今、農水省の方もそういった発生農場全体で淘汰するというのではなく、ブロックごとの管理もできるようにということで動いているようですし、そういった管理の方法については、本村としても、農協さんですとか、あるいは、一部ですが、養鶏業者さんとも話をしながら、そういった新しい管理方法もあるという情報共有は図っています。

ただ、先ほど、戸水議員からもあったとおり、全ての車両ですとか、工程ですとか、そういったものを全て分けて管理していかなければならないということで、経費ものすごいかかるという部分と、あと、集卵される卵のGPセンターも結果的には分けてつくると。

だから4分割すると、車両、人員、そういったGPセンター、設備も含めて、全て4箇所ずつつくらなければならないという、やはりハードルがかなり高いという部分はあるのかなというふうに思っています。

ただ、こういった情報が出てきていることといいですか、国も要件の見直しですとか、あるいは、そういったブロック化に対する補助ということで、国も動いておりますので、そういった情報が出てきた場合には、村としましても農協さんですとか、養鶏事業者さんと連携をしながら、情報共有しますし、そういったものに取組むと、養鶏事業者さんが取組んでいくということであれば、そういった先ほど言ったクラスター事業ではないですが、そういった補助金の活用も視野に入れながら、側面的に支援はしていきたいというふうには思っております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） そのとおりでありまして、私の説明がちょっと不十分だったところもありまして、今、補足説明みたいな、そのとおりなのです。

大変理解していただきやすいお話でしたけども、これは本当に、車両から何か全て、洗卵場も含めて多額な費用が、投資がかかるということで、実際問題、これは絶対無理に近いというお話は聞いていますけども、これからそういうのが主流になるようであれば、やっぱり農家さんも検討しないとならないのかなと思います。

ぜひ、そういった情報共有なんかもお願いしたいなと思います。

それでは、次、この間、養鶏業者さんとお話した中で、こういうのあったらいいというのがあったのですが、お話ししますが、村として、畜産業用消毒ステーション、防疫

ステーションというのですか、これ名前勝手につけたのですけども、それを設置したらどうだということで、これは何かといいますと、畜産業関係者が村内に入村する前に必ず消毒ステーションを立ち寄ってから、それぞれの畜産業農家に向かうというようなシステムなのですけども、これ、難しいのですけども、簡単に言えば、海外旅行行く時に、必ず皆さん税関通ると思うのですけども、そんなようなものなのです。

これは家畜舎だとか、牛乳ローリーだとか、配送車、また、畜産業の関係者並びに営業の方々だとか、餌のトラックだとか、いろんなものが村外から中札内来ますね。

それを村でシャットアウトするのですが、それぞれの農家さんでは、各々に消毒作業完璧にやっていますけども、それプラス中札内として、中札内村にそういった病原菌を付着進入させないというシステムなのですけども、これ、これからは必要ではないのかなと思うのですけども、この考えについてどう思われるでしょうか。

お願いします。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） なかなか、いわゆる防疫ステーション、村内に入る村外の方、村外から村内に入る方を水際で防疫体制を、消毒等をするということなののですけれども、これは恐らく戸水議員も相当ハードルが高いということを思いつつご質問されていると思います。

私も以前、メディアにいた時に、口蹄疫が発生した事例がございました。

あの時は、口蹄疫が発生した時に、全て出入りする車両等を消毒するというような作業をしていました。

あれはもう発生して、大変な事態になっているということで、これは皆さん、それは仕方がないと思って受け入れて消毒、順番に並んでしておりましたけれども、これを非常時ではない時に、村内に入ってくる時に、それをするとした時に、これが及ぼす観光であったり、様々な影響は計り知れないのではないかなというふうに思います。

新型コロナウイルスが発生して、日本は海外からの渡航客、かなり厳しく制限して水際対策やったわけのですけれども、この対策は日本は世界において非常に厳しくて、これが実はインバウンド、海外からの観光客の大激減につながったというような状況もございます。

なので、これは、それができればかなり防疫体制としては非常に効果的だとは思いますが、それをやることのデメリットがあまりにも大きすぎるかなというような感じはしているところであります。

ただ、できる限り、そういった畜産業を営まれている方のところに、そういった病原菌とかウイルス等を持ち込まないような体制を、実は今年度から進めておりまして、それについては施設課から、軽微な簡単な取組みではあるのですけれども、そんな取組みをしているということをちょっと紹介させていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、私の方から、軽微といいますか、鳥インフルエンザ対策ということで、実は今年、令和5年から養鶏業に携わるところに関して、スマートメーターというものを設置しました。

これはどういったものかということになるのですけども、これはいわゆる水道メーターを毎月もしくは隔月で検針員さんが水道メーターのところ見に行って検針しているのですけども、検針員さんが行かなくても水道のメーターの使用量がわかると。

いわゆるデータが回線を通して村の方に入ってくると。

だから検針員さんが行かない。

そういったメリットがあります。

そういったことで、水道メーター、年間、毎月であれば12回行くのですけども、そういった軽減を図ることができる。

養鶏業を営んでいる以外の方の進入を防げるということで、これはもう管内でも早く、そういったところで鳥インフルエンザの対策として取組んだ事例かなというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） ちょっと自分の言い方も悪かったので、広範囲で理解されたかと思うのですけども、一般住民の方々までではなくて、私は、畜産農家に出入りする関係者、車両等に限定して、こういった消毒ステーション設置したらどうなのかなということだったのです。

範囲を広げて、一般住民の方々までとなると、先ほど村長さんが言われるように、大変なことになりますから、今はあくまでも畜産業者、関係者のため、限定したものと理解していただければいいと思います。

水道メーター等も、今、スマートメーターというものに検討しているということですが、いろいろやっておられるのはわかります。

本当にありがたいと思いますけども、そういったことで、今後は村内の畜産農家皆さんと農協や関係団体とも協議しながら、こういったものはどうだろうということ、1回議論していただけないものかなと。

恐らく皆さんそう考えている経営者の方もおられると思いますし、今、鳥は鳥インフルエンザですけども、豚に関しては豚熱というのですか、まだ北海道には入ってきていませんけども、それが北海道に入ってきたらもう大変なことになりますし、牛に関しても、先ほど言われた口蹄疫なんかいろいろ病気ありますから、これはもう本当に村として、村の中に入れないのだという考え方のものでありますし、これは道内ではこういったものを取組んだ事例はありません。

国内ではちょっとわかりませんが、これを真っ先に中札内がこういったものの先駆けとしてやれば、ほかの地域もそういったものをどんどん普及してくる可能性もありますから、ぜひ、今後、いろんな方々と協議していただきたいなと、そのように思います。

それでは、次、3番目いきたいと思います。

万が一発生してしまった場合ですけども、道が主となり防疫作業がなされるわけですが、原則、陽性が確定してから24時間以内に農場内の全ての鶏の殺処分を完了し、72時間以内に埋却か焼却処分を完了させないとならないというルールがあります。

また、発生農場から半径3キロメートル以内の区域を卵や鳥の移動制限する移動制限区域、また、半径10キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域を当該区域から搬出を禁止する搬出制限区域を制定しないとならないというルールがありますけども、また、埋却に関しては、平成28年の清水町の事例では、経営者が選定していた殺処分した鶏の埋却予定地が、掘ってみると湧き水が出てきて、そこには埋却できないという事になりまして、急遽、町で別の埋却地を探してもらったという経緯がありますし、また、そこまでいくのに、運搬移動するための道路なんかに、あらゆるところに消毒ポイントを何箇所も設置したり、鶏舎内の鶏糞がしばれてしまって搬出できなくて、暖かくなるまでシート覆って、防疫作業がかなり遅れたという、想定しない課題があったようなのですけども、中札内においても、課題等を整理しながら、有事の場合、防疫作業のシミュレーションができていくのかということで、先ほど、最初の答弁の中にでも、十勝総合振興局と机上でのシミュレーションは行っているというお話でしたけども、実際、その中で過去のそういった課題、清水町だけ

ではなくて、全道全国のあらゆるところで行われたところの課題なんかも全てそういったシミュレーションの中にはそういった課題点なんかも含まれていたのかどうかということとをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 万が一発生した時の対応といいますか、そのためのシミュレーションの関係ですけれども、戸水議員がおっしゃったとおり、28年度の清水町での鳥インフルエンザの発症を受けまして、基本的に十勝管内でも、振興局あるいは家保を中心として、それぞれの農場ごとに防疫計画というのをつくって、例えば、農場内の消毒ポイントはこことここここに、例えば設置します。

あるいは、鶏の処分したやつの搬出方法ですとか、あるいは、動線の確認ですとか、そういったところを、図面上ですけれども、この間やってきています。

また、基本的に殺処分した鶏については、それぞれの農場敷地内で処分するという形になりますが、戸水議員がおっしゃったとおり、万が一に備えて、村の方でも一応代替地ではないですけれども、緊急時の場所の確保というのもシミュレーション上では行っていますし、例えば、村内、大きな農場で仮に発生した場合の消毒ポイントということも、3キロメートル地点、10キロメートル地点、それぞれ3キロメートル地点だと4箇所、10キロメートルだと11箇所の消毒ポイントを設ける図上訓練ですとか、そういったところでは行っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

有事の時には、大方のことは網羅されている。

そういったシミュレーションを行っているということで理解しました。

今そこで、村で用意している埋却予定地というお話もありましたけれども、中札内は中央に札内川が流れていまして、左岸地区というのですか、札内川の東側の地帯ですね。

そこはどこを掘っても恐らく水は出ると思うのです。

仮に、15万羽の埋却をしないとならないという時に、どれだけの土地が必要なのだと計算しましたら、大体300坪ぐらいの面積を、穴を掘らないとならないと。

深さは4、5メートルは掘らないとならないというルールがありますから、それだけ掘ると、左岸地区は恐らく水が出るであろうと。

それも経営者の方々も、多分まずいだろうなということはわかっているようですけども、これ本当に実際なった場合、いざ掘ってみたら水が出てきてだめだわということになったら、もうこれは本当に村にお願いするしかないということなのです。

まさか隣近所の畑を借りてそこに埋めさせてもらうというのは当然できませんし、3年間は掘り起こし禁止というルールがありますから、当然作物もつくれませんし、今日、青年部の皆さん来ていますから、どこか近所の方、ちょっと貸してくれやと、そういうわけにもいきませんからね。

これは村としてでも、その埋却、だめな時には村でここ予定していますよという、そういうお話だと思うのですけれども、果たしてその地層検査というのですか、予め地下のことも検査しているのかどうか。

その予定している土地なのですけれども。

結局、村で用意していても、実際掘ってみたら水出てきてだめだわということになってしまったら、本当にその防疫作業がかなり遅れることになりますので、できれば、村の方でも、農協とタイアップしてでもよろしいです。

事前に予定地の地層検査というのですか、その地下の検査も必要ではないのかなと思うのですが、これについていかがですか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 確かに殺処分をした鶏を埋める際の深さですとか、あるいは、そのときの石灰の層の厚さですとか、そういったところは北海道の方で決めていますので、その基準にしたがって最終的には処分をしていくという形になるかと思うのですが、図上訓練上では、ある程度の殺処分の量に応じた面積的なところを、正直言ってやっているというところはございます。

実際に試掘をして、その該当する深さまで掘って、水が出てきているかどうかというところを実際はそこまで試しているわけではありません。

鳥インフルエンザの防疫関係については、基本的には家保とか、あるいは、振興局と中心にタイアップしてやっていくということですので、今後、振興局とそういった対応策を検討する際は、ちょっとその辺も視野に入れながら、こちらもそこに問題視を持って、振興局とは協議をしていきたいというふうに思っています。

図上訓練ですので、現段階では試掘はしていないというところでは。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 試掘はしていないということは、検査をしていないということで理解しました。

これに関しては、事前に必ずやっておいた方がいいなと私も思います。

養鶏業者も安心して、何というのですか、実際発生してしまうと、養鶏業者は一切防疫作業には顔を出せないという話なのです。

全て道にお任せして、全てやってもらうという形のようなので、できればやっぱり、行政の方でも予めそういったものは全て把握していた方がいいのかなと思いますし、できれば、村としてでも、養鶏業者、選定している場所の試掘調査というのもやっておいてもらえるといいのかなと思いますし、村で用意している予定地も同じことも事前に準備していく方がいいかなと思いますので、今後ぜひ実施に向けて検討していただきたいと、そのように思います。

これは昨年、鹿児島県の和泉市で起きた問題なのですが、掘って埋めました。

そしたら、そのうちに腐敗汁が地下水を通して、島の方にある溜池が汚濁したという事例があります。

大変水田農家と揉めたというニュースも聞きましたけども、そういったこともありますからね。

やっぱり事前に地下の調査というものはしておくべきかなと思いますし、中札内は先ほど言いましたが、中央に大きな川が流れていますから、大体どこを掘っても恐らく水が出るのでないのかなと思いますから、ぜひそこら辺検討していただきたいと思います。

また、上地区の肉系経営者では、焼却する施設も持っているのです。

焼却はできるのだけでも、実際どれぐらいの時間がかかるのか想定できないということでした、やっぱり一刻も早く数日間で防疫作業を終わらせるとなると、やっぱり埋却しかないというお話です。

当然、上地区はなおさらどこ掘っても水出るのでないかなというお話もされていましたが、さらに、大きな3つの養鶏農家も、移動制限外に運搬埋却となると、移動するところ全て消毒ポイントとか道路の選択だとか、大変な作業、そしてまた、多額な問題が出てくるわけなのですが、道が主導となってやりますから、恐らく中札内の方にも、ここはどう

だろうああだろうという意見なんか、お話なんかも聞きに来るとは思いますけども、そういったことも含めて、何度も言いますけども、そういったことも含めたシミュレーションも整えていただきたいと、そのように思います。

また、実際、その有事が起きた場合の中札内の対応として、対策本部ですとか、あと、作業員の待機場所というのですか、宿舎というのでしょうか、恐らく何百人という自衛隊の方なのか、道の職員なのかわかりませんが、大勢の方が来ますけども、もしわかれれば、もし決まっているのであれば、そういった対策本部はどこに設置するのか。

また、その待機場所、宿舎等はどこを用意しているのか。

もしわかれれば教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 万が一発生した場合の現地対策本部を設置する場所ですけども、基本的には、おっしゃるとおり、殺処分等とか現場に入られる自衛隊員の方、あるいは、道職員の方もかなり入ってきますので、対応できる施設と、その人方が受け入れて、そこから作業、指示も出して全体的に動ける施設となると、今想定しているのは、村内では2箇所です。

いずれも教育委員会の所管施設で、この間もお願いしているのは文化創造センター、あるいは交流の杜という形になりますけども、実際、そこを万が一活用するとした場合、当然、そういった関係機関とも調整が必要にはなってきますけども、現段階で、振興局と確認している万が一の施設はその2箇所という形になります。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

有事の場合は、文化創造センタープラス交流の杜を予定しているということでもわかりました。

それでは、最後になりますけども、いずれにせよ、村内、鳥インフルエンザを発生させないことが第1でありまして、徹底した予防対策は大変重要であります。

道内の採卵鶏総数約600万羽、肉系は約500万羽ということですが、村内の数はいずれも1割にも満たない小規模でありますけども、中札内ブランドとしては、価値は道内有数のものでもありますし、十勝では欠かせないブランドでもあります。

経営者はもちろんのこと、村、農協、関係機関一丸となって、この高病原性インフルエンザから守らなければなりません。

今回、鶏に絞って質問しましたが、中小家畜として豚も中札内は盛んである産業であります。

豚も含めて、当然、牛も含めて防疫対策は確実に力を入れなければなりません。

中札内で病気が出たというニュースにならないように、再度気を引き締めて取組んでいただきたい、お願いをして私の一般質問を終わらせていただきます。

最後に、村長さんとちょっとお話を聞きたいのですが、中札内の養鶏業についてどう思われているか。

それだけ聞かせていただいて終わりたいと思いますけども、よろしいですか。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 戸水議員がお話されたとおり、全く同感であります。

中札内ブランドとして、枝豆等と同じ、同じというか、比較の対象になりませんが、中札内ブランドとしては非常に大切な資源というふうに受け止めております。

○議長（中井康雄君） 戸水議員の一般質問を終わらせていただきます。

次に、4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

不登校児童生徒の支援について。

文部科学省が今年10月4日に発表した「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によりますと、小中学校における不登校児童生徒数は29万9,048人で、前年度から約5万4,000人、22.1%増加し、過去最多となりました。

内訳は小学校が約10万5,000人、前年度比29%の増、中学校が19万3,000人、前年度比18.7%の増となり、10年連続で増加しております。

そのうち学校内外の機関等で相談、指導等を受けた不登校児童生徒は約18万5,000人で、不登校児童生徒に占める割合は61.8%、約4割の児童生徒が相談指導等を受けていないことが大きな課題と捉えられています。

また、高等学校における不登校生徒数は6万575人、前年度は約5万人でしたので、こちらも近年増加傾向となっています。

北海道では、年間通算30日以上欠席した児童生徒のうち、不登校を理由とする児童生徒数は10年連続で増加しており、令和4年度は小中学校合わせて1万2,000人を超え、過去最高となっています。

十勝管内でも公立小中学校の不登校児童生徒数は増加しております。

令和4年度だと780人、前年度からは136人の増加ということで発表されております。

文部科学省は、小、中、高の不登校が急増し、90日以上の不登校にもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けられていない児童生徒数が増加している状況を受け、今年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」、通称COCOLOプランを作成し、各自治体での支援の取組みの推進、強化について通知しています。

このCOCOLOプランを踏まえ、中札内村の不登校児童生徒への支援状況や今後の取組みについて伺いたいと思います。

1点目、不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備についてです。

本プランでは、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿の整備や教育支援センターを拠点とした児童生徒や保護者への支援が重要とあります。

十勝管内で教育支援センターを設置しているのは、帯広市、音更町、鹿追町、芽室町、足寄町の5市町のみというふうに、この通告書では書かせていただきましたけれども、後の調査では、幕別町も教育支援センターを設置しておりますので、6市町のみということになっております。

ちなみに中札内村には設置はされておられません。

教室に入りづらい児童生徒が落ち着いた空間で自分のペースで学習ができる居場所の整備や多様な学びの場として、本村としては現在どのような支援を進め、今後どのような取組みを検討しておられるのか。

また、教育支援センターを設置するお考えはありますか。

2点目、児童生徒や保護者への支援についてです。

児童生徒や保護者が1人で悩みを抱え込まないような体制、適切な情報や支援を得られる仕組みづくりが大切だと考えます。

そこで、①、本村ではスクールカウンセラーを派遣し対応をしていただいておりますが、その活動状況と効果について。

また、現在の派遣回数で十分に対応できているかどうかについてもお聞きいたします。

②、相談窓口と情報周知について。

本村のホームページでは、不登校についての相談は福祉課のページ内での周知につながり、北海道教育委員会の不登校支援ポータルサイトでも同ページが窓口として紹介されております。

窓口としての対応はどのようにされているのか。

また、支援についての情報周知はどのようにされているのかお伺いいたします。

③、高等学校等の生徒への支援について。

中学校卒業後の就学、就労や不登校、ひきこもりへの支援について、村の考え方をお伺いします。

主な担当となる課、支援の方法などについてお聞きしたいと思います。

次に、3点目です。

福祉部局と教育委員会との連携について。

児童生徒の心身の状態の変化の早期発見や保護者の包括的な支援のため、連携の強化が求められております。

現在の連携体制と今後の取組みについてお伺いします。

4点目、学校の風土の「見える化」についてです。

学校の風土と欠席日数の関連を示す調査結果がありまして、「安心して学べる学校づくり」を進めていくことが示されております。

このことについて、本村ではどのような考え方で今後取組みを進めていくのかお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） それでは、答弁でございますが、上田教育長、足を負傷しておりますので、自席にて着席のままの答弁をお願いいたします。

上田教育長。

○教育長（上田禎子君） 議長よりお許しをいただきましたので、大変申し訳ございませんが、自席で失礼いたします。

不登校児童生徒の支援についてですが、福祉課の分も併せて一括して私の方からお話させていただきます。

1点目の不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備については、学校に行きづらい、教室に入りづらい児童生徒が、主体的に学校復帰に向かうよう、個々に応じたきめ細やかな支援を行っており、自宅でのオンライン授業の取組みや自分の気持ちを話すことや教職員等と会うことができる状態に安定してきたら、慎重かつ丁寧に少しずつ登校を促しています。

その際には、行事等への参加や相談室、保健室の別室での学習などから始めてみることの提案を行っております。

また、今年度から中学校では、校内教職員の中から不登校支援コーディネーターを置き、個別の状況に応じた支援を組織的に取り組んでおります。

また、南十勝町村で共同運営している南十勝こども発達支援センターにおいて、発達段階に応じた相談や支援を行っていることから、児童生徒の相談や学習指導を行う教育支援センターについては、村独自で設置する構想は現時点では無く、今後は必要に応じ、他市町村の教育支援センターや民間団体が運営する教室などとのつながりを持ち、居場所づくりや学

びの場をつくっていきたいと思います。

2点目の児童生徒や保護者への支援についてですが、まず、スクールカウンセラーを小中3校に月1回から2回派遣しており、児童生徒や保護者、教職員の相談に専門的な見地から助言を行っています。

カウンセラーとの面談によって心を開かせ、気持ちが前向きになって登校できるようになったり、不登校の予兆段階で早期発見、早期対応につながっているなどの効果が見られています。

相談回数を増やしてほしいという要望もありますが、カウンセラーの方は他業務もあり、スケジュール的に難しい面があります。

そのため、来年度から教育委員会では、不登校、登校しぶりや特別支援教育などを担当する専任職員を外部から採用して配置し、その職員を中心にカウンセラーの相談日以外でも児童生徒や保護者の相談等に対応できる体制づくりを考えております。

また、中学校では、3学期から心の健康観察の取組みをはじめます。

十勝では、最初ではないかと思いますが、G o o g l e フォームを活用し、その回答から生徒の心や体調の変化を把握し、S O S を早期に発見して対処してまいります。

次に、相談窓口と情報周知、高等学校等の生徒への支援についてですが、児童生徒の不登校やひきこもりに関わる相談は、所属する学校や教育委員会が中心となって支援することが多いですが、不登校等の問題には学校に関わるものばかりではなく、家庭環境などの子どもを取り巻く要因が複雑に関与している場合があります、福祉課福祉グループが児童生徒に限らない相談窓口となり、情報周知にも対応しております。

福祉課では昨年度、相談先や居場所をまとめたパンフレットを作成し、情報周知に活用しております。

また、このパンフレット作成を機会につながりを持つことができた一部の民間の活動情報を村ホームページに掲載し、毎月更新しております。

件数としては少ないものの、相談を寄せられた場合には、本人や保護者からの悩み、希望を聞き取り、関係機関と連携しながら個別の支援につなげるよう取り進めております。

3点目の福祉部局と教育委員会との連携についてですが、教育委員会が所管する教育支援委員会は、福祉課の障がい福祉担当職員や保健師、保育士が参加し、就学や進学に向けて情報共有及び支援の必要性の検討を行うほか、保育園、小学校の情報交換会などにより、子どもの発達状況や特性を踏まえて引継ぎを行っております。

また、児童虐待、家庭の養育的な問題などの支援が必要な要保護、要支援児童等については、福祉課が所管する要保護児童対策地域協議会を開催し、学校や教育委員会などと課題を共有して支援の方向を確認し対応しております。

しかしながら、中学校を卒業し、高校生となった生徒や保護者との関わりは薄くなっている現状があり、相談につながりにくい課題があるかと思えます。

さらには、多様化する様々な相談に対応する福祉課の職員体制についても、併せて検討していく必要があります。

今後の取組みといたしましては、継続して相談窓口を周知していくとともに、福祉課所管の児童虐待等に対応する子ども家庭支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を統合し、子育てに関わる相談や支援を一体的に対応するため、国が令和8年度までに設置を目指す子ども家庭センターの体制づくりに向けて、検討を進めていきたいと考えております。

4点目の学校の風土の「見える化」の取組みについては、学校評価を実施して、児童生徒や保護者の学校生活への安心感や授業等への満足感などを把握するとともに、教職員によ

る自己評価を行っております。

また、コミュニティスクールにおいて、地域の方にも評価結果についてご意見をいただきながら、学校運営の組織的、継続的な改善を図っています。

また、今後も各学校長を中心に、個性や意見を認め合う多様性を尊重する風土づくりに努め、児童生徒にとってより一層安心できる場所、行きたくなる学校を目指してまいります。

○議長（中井康雄君） 以上で答弁を終わります。

休憩をしたいと思います。

午後１時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ０時０１分

再開 午後 １時００分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

午前中、上田教育長の答弁で終了してございます。

それでは、再質問、お願いいたします。

４番木村議員。

○４番（木村優子君） 午前中、教育長の方から、ご丁寧なご答弁いただきましてありがとうございます。

不登校児童生徒への支援ということで、題目的には不登校児童ということなのですが、私の考えとしては不登校というふうに認定されるのは、一応限定される範囲がありますので、できれば、不登校傾向といいますか、登校しぶりのお子さんたち、そういう方たちの保護者の方も、またはそういうお子さんも悩みを抱えているということには代わりありませんので、全体的なそういうお子さんたちへの支援という意味合いで捉えていただければありがたいと思います。

中札内村でも、答弁の中にありましたように、様々な取組みを行っていただいていることがよくわかりました。

ありがとうございます。

答弁いただいた中で、いくつか再質問をさせていただきたいと思いますが、まず、私がこのテーマで質問する時に、いろいろ調べた中で感じたことなのですが、不登校支援においては、今回取り上げましたＣＯＣＯＬＯプランを含めまして、国もいろいろと施策を出しているところでして、支援の視点とか方向性がここ１０年足らずの間にかなり変化してきているのかなというふうに思っております。

平成２９年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法というのがあるのですが、それが平成２９年に見直されまして、令和元年１０月２５日に、不登校児童生徒への支援のあり方についてという通知が出されまして、昨年は、生徒指導提要が改定されているということで、いろんな流れがあるのですが、その中で、内容的には、不登校は取り巻く環境によっては、どのお子さんにも起こり得ることで、それは問題行動と判断はしてはいけないというか、しないことということですか、不登校は学業の遅れや進路選択の際の不利益、もしくは、仲間と過ごすような体験の喪失などの一定のリスクはあるのですが、そのお子さんにとっては、心の休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味合いがあるということ。

あとは、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなくて、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも社会的に自立を目指せるような支援を行うこと。

また、学校復帰にこだわらず、児童生徒が自らの進路を主体的に考え、個々に応じた多様な社会的自立に向けて目標の幅を広げた支援を行うことが必要というふうに、内容的には書かれています。

共同通信の調べによりますと、不登校の子どもがいる保護者の56%は、学校などによる支援は登校という結果のみを目標にしない社会的な自立を目指すというふうに定めています文部科学省の基本方針を知らなかったというようなアンケート調査が出て、一部報道で出ております。

総務省としても、その方針については、再度、保護者の方に周知を進めてほしい。または教育現場に周知を進めてほしいというふうにされています。

実際、この報道のように、当事者である児童生徒さんや保護者の方の中には、不登校にという現状に対して、ある種、引け目ですとか、罪悪感ですとか、登校しなければいけないのになって、自分はできない。その焦りを抱えて相談をしづらい状況というのが、少なからずあるのかなというふうに感じています。

学校に行けないということをやっぱり恥じてしまうとか、自分を責めているというお子さんもいらっしゃるし、そういったお子さんを抱えた保護者の方は、自分の子育ての仕方が悪かったのではないかと、いろんな意味で責めたりする。

こういう形になっているのかなというのは、実際私の周りのお話聞いても感じる場所でもあります。

まず、児童生徒や保護者の方が、そして教員や学校現場、連携して支援する行政側は、支援の視点について、共通認識を持つことがやっぱり重要なというふうに思いました。

相談をしながら支援を行っていく中で、そのあたり、相談する側、される側のお互いの認識はきちんとされているのかどうか。

この方針について共通認識があるのかというのをちょっとお伺いしたいなと思うのですが、文科省からもこういった支援のあり方の視点については、教育機会確保法について、改めて学校や教職員に対する考え方に関する研修を行うようお願いしますということでも通知も出されていますけれども、この方針について、何か学校の方で研修が行われているのかどうか。

あとは、先ほどの言いました支援される側、する側の中できちんと共通認識が行われているかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 上田教育長。

○教育長（上田禎子君） 今ご質問のありました学校が共通認識に立っているのかという点につきましてですが、木村議員がお話されておりましたように、今、学校ですぐに学校行けない児童生徒に対して、学校行け行けという指導は全くしておりません。

子どもが今、自分がどうありたいのか。

それが心を整理するための期間であるのか。

それとも、家庭的に何か心配なことがあるのかとか、子どもがどうしたいのかということが一番を考えて対応するということは、3校ともやっただいているところです。

現在、村内で不登校の子どもに対して、数名おりますけれども、学校の対応としまして、週1回必ず家庭にお伺いしてお話をするですとか、状況を把握しながら、今こういう段階だから、じゃあ、こんなこと、直接話できなかったら、通信をつくって届けて、学校の様子を知らせたりなど、無理やり学校に行け行けという指導は、今村内では全くしておりません。

それで、今月、国に基づいて、道教委の方も今月、不登校支援ガイドブックというものを
出しました。

各学校にも、今月、ちょうど配布されたところなのですから、来週の月曜日に村内の
校長会議ありますので、これが出されたばかりのガイドブックですから、この内容につい
ても、再度先生方に、研修等を通じて徹底してもらおうということでお話したいというふう
に思っております。

○議長（中井康雄君） 4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） わかりました。

私も報道で、北海道の議会の中で、教育長さんが北海道版不登校対策プランというのを年
度内中に完成させるということで、それに呼応した動きでガイドブックがおりてきたのか
なというふうに理解したのですが、教職員の方はもちろんなのですから、保護者
の方、あと子どもたちにやっぱり焦らせないといえますか、さっき言ったみたいに社会的自
立を支援するのだというそういった視点で、やっぱり声掛けなり、対応は、保護者の方にも
わかっていただくというような形で、その共通認識のもとで支援にあたっていたら
なと思います。

では、ご答弁いただきました内容でいくつか確認をさせていただきます。

個々に応じたきめ細やかな支援ということで、自宅でのオンライン授業の取組みという
のがあるのですが、現在、生徒 1 人に 1 台、タブレット端末が貸与されておりまして、
自宅でもオンライン授業を受けられるようになりました。

これは病気による長期欠席や災害とか悪天候の際に学校閉鎖になったりとか、そういつ
た時に活用されるというのがあるのですが、それ以外にも、こういった学校にちょっ
と行きづらいというお子さんが自宅で、例えば、授業の様子を見たりとか、オンラインで教
材やったりとかということで活用されているの、とても良いことだなと思っています。

ただ、ちょっと以前、私も教育委員会でご相談させていただいたことあるのですが、
オンライン授業についての考えるところがありまして、現在は、一方通行の形になっている
のですよね。

先生側から授業やっている風景をただ流すのを生徒さんは見ているという、そのような
形が大体の形になっていまして、自宅の W i - F i 環境のこともありますし、端末の設定と
か利用しているシステムにもよるのかもしれませんが、結構保護者の方から聞くの
は、音声がいまいち聞き取りにくいであるとか、黒板がいまいち見えにくいので、何を書い
ているのかわからないといったようなご意見。

あと、オンラインを利用する際は、前日や当日に連絡が必要で、実際に、例えば、体調を
崩されたり、ちょっと学校に行きづらいなと思っていることが本当にその時に利用できる
かどうかというのはわからないので、例えば、前日に連絡するというのも少しちょっと難し
い、現実的には難しいのかなというふうに思ったりします。

自宅にいるお子さん側からの声がいまいち先生に届かないと。

例えば、動画に不具合があっても、ちょっと見えないですとか、何を言っているかちょっ
と聞こえづらいですとかいうのは、解消がなかなかされづらい。

最初はそういう動画をずっと見てもいいのですが、流れている映像だけだと
段々やっぱり飽きてきてしまう。

その上、欠席が長引きますと、自宅で映像見ただけでは授業の内容がいまいち理解で
きずに、結局途中から諦めて見るのを止めてしまうみたいな現象が実際に起きているとい
うのは聞きました。

まずはその希望があって申し込みすれば設置しますよということではなくて、もともとビデオカメラもしくはスマートフォン、タブレット端末でもいいのですけれども、そういった端末を常時きちんと見える場所に設定しておいて、必要な時にはすぐつけられるような体制が取れていないのかなというのがちょっと残念だなと思ったのですけれども。

あとは、最初は一方通行でも、少しずつお子さんがしゃべりたいとか、発言できるかなって思った時に、会話が成り立って、双方向で授業に参加できるような形にできないのかということが、せっかくICTを活用して運営体制を構築するということで、本村でもGIGAスクール運営センター業務委託ということで300万円ほど予算を取ってしまっていて、そういった委託の事業もやっているのですけれども、そのあたりもっと研究というか工夫ができないか。

今は子どもたち、ただ先生の話の聞いているだけではなくて、自分たちでディスカッションをして発表するというような、そういう探究型の授業がやっぱり求められていますので、そういった部分でも、もう少し、ICTのこの活用について、何か工夫研究ができないかというふうに感じているのですけれども、そのあたりのお考えについてお伺いします。

○議長（中井康雄君） 上田教育長。

○教育長（上田禎子君） 今のご質問ですけれども、小規模校では当然のように、人数が少ないものですから、双方向でやっております。

ただ、人数のある程度いる学校ですと、設置する場所が、どうしても全体が見える場所というふうになって、後ろになってしまうのですね。

後ろにカメラを設置しているものですから、そこで本人が言っても届かないといえますか、そういった部分があります。

どうしても中小・中の場合ですと、そういったところがあるということで、また、長時間見ただけでは当然のように疲れてしまって目にも良くないですし、そもそも体調が悪くて休んでいるお子さんもいる中で、動画をずっと見ていること自体辛いという部分もありますので、動画ありきではなくて、家庭訪問や児童生徒、保護者と連携を取っておりますので、そのところで、その時間帯には来れないけれども、放課後に来て個別に対応しているというケースもあります。

ただ、一斉授業の中で双方向というのはなかなか難しいのですけれども、例えば、議員おっしゃったように、小グループになった時に、そこで双方向という可能性は、小規模校でやっていますから、そういうことはできると思いますので、そのあたり、センター委託しているところと研究しながら、工夫してまいりたいと思っております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

ぜひ、工夫をしていただきたいと思います。

先ほど、放課後等に登校して、一緒に問題を解いたりとか、あとは家庭訪問した際に学習の支援をしているということでしたのですけれども、本村の場合はオンラインの学習教材、小学校では「スマイルネクスト」ですか、中学校では「すららドリル」というのを採用して、個々に合わせて取組めるオンラインの学習教材を採用しているということで、これすごくいいと思うのですけれども、どうしても休んでいる子に、じゃあここまでやっておいてねって言っても、自分だけで学習するというのは、やっぱり授業に出ていないと難しいという面もありますので、そういった部分も考えながら、先ほど、放課後や家庭訪問でも対応しているということだったので、そこにも対応できずに、届かないお子さんもいらっしゃると思いますので、そのあたりの工夫はもう少し考えていただけたらなというふうに

思います。

その次に、少しずつ登校を促せるような状況になってきたお子さんには、行事等への参加や相談室、もしくは保健室の別室での学習から始めてみることの提案を行っていますということだったのですけれども、相談室や保健室っていう、その別室というのは、児童生徒さんは実際どのような形で利用できるような状況なのかを聞きたいと思います。

例えば、生徒のみなのか、きちんと常駐している先生がおられるのかどうか。

あとはそこで何か学習する際は、学習支援というのが受けられるのかどうか。

どういった対応をされているのかについて確認します。

○議長（中井康雄君） 上田教育長。

○教育長（上田禎子君） その時の学校の状況によると思うのですが、学校で通常の普通教室で授業もやっておりますので、そこで、例えば、中学校でしたら、空き授業の先生がサブで入っている場合もありますから。

空きの先生がいないという場合もあります。

空きの先生がいるという場合については、そこで先生が付いてということは、できる時はやっております。

ただ、どうしてもできない時には、課題のプリント、ここまで、できるところまでやってごらん、あとで休み時間とか確認に来るからねって。

自分でできるところまでやってごらんというような、その時の職員体制、状況によって対応しているというのが実態であります。

小学校の方も、1階に広いスペースがあって、放課後算数教室やっている玄関上がってすぐのところあるのですが、そこで複数の学年の子どもたちが、例えば、3、4人ですとかを1人の空いている先生で見守っていたりですね。

時には管理職が対応してくれたりというようなことで、できるだけ個別で、出てこれる状況になったら1時間でも2時間でも、学校としては組織的に対応しているところであります。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

一番やっぱり心配なのは、生徒さんのみ放ったらかされる、ちょっと言葉が悪いのですが、ちょっとやっておいてといてなかなかそこに先生なり、支援の方が付かないという状況が一番ちょっと心配だなと思ったので、それを確認させていただきました。

ありがとうございます。

次に、今年度から、中学校では校内教職員の中から不登校支援コーディネーターを配置して、個別の状況に応じた支援を組織的に取組んでいるというご答弁がございました。

この支援体制を手厚くするためには重要な配置だと考え、私も賛成するところなのですが、この不登校支援コーディネーターさんの役割といいますか、どういった業務をされているのか。

お1人なのか、複数人なのか。

例えば、同じ方がずっと担当されているのか。

あとは、この方が保護者に対応しているのか。

児童生徒本人とお話をしているのかという、どういった内容でどういう方が担当されているのかということをお聞きしたいのと、組織的にということなので、何かチームになってとか、何かそういうことが想定できるのですが、その組織的な支援という、その形の内容についてお聞きします。

○議長（中井康雄君） 上田教育長。

○教育長（上田禎子君） 今年度からスタートした不登校支援コーディネーター、コーディネーター自体は1人であります。

組織的にという部分では、なかなか学校、登校しぶりの児童生徒含めて、話しやすい先生と、なかなか話しづらい先生がいると思うのですね、人間なので。

それで、子どもにとって話しやすい先生、特別支援コーディネーターだから、全ての子どもに関わる、こんなふうに取り組んでいこうという方向性を中心になってはやっていただいているのですけども、あくまでも子どもがどの先生が一番話しやすいか。

子どもにとってどうかというところを一番に考えながら、そこに対応できる先生を家庭訪問なり、電話連絡なり、関わりを持つようにしているところです。

それが組織的にというところであります。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

あくまでもお子さんの希望といいますか、お子さんの立場から話しやすい、対応してくれたいという方をお願いしているということで、その部分についてはわかりました。

ありがとうございます。

では、もう1点、教育支援センターの設置について質問させていただいて、南十勝で共同運営しています南十勝子ども発達支援センター、こちらに現時点ではお任せしているということで、村独自で設置する教育支援センターを設置する構想が今のところはないということで、必要に応じて他市町村の教育支援センター、もしくは民間団体が運営する教室などとなつながりを持つというようなご回答だったのですけれども、まず、南十勝発達支援センター、むうくさんですね。

受けられる相談支援なのですけれども、何か私のイメージとしては、療育による支援とか、発達支援、例えば、言葉の遅れとか、情緒とか、発達障害とかに関するもので、幼児期もしくは小学校の時期というのは、そこに通われている方も結構いらっしゃるというのは聞いたのですけれども、通所による指導は月1回から4回で、各回1時間で個別の対応されているというそういう、むうくさんは体制なのですけれども、私のイメージとしては、特別支援教室に通われているようなお子さんが利用されるのかなというイメージでして、もちろん発達状況によって、それが不登校につながる場合もありますので、むうくの連携もすごく大事で、このまま取り組みは続けるべきかなと思うのですけれども、私がイメージする教育支援センターの役割というのは少しちょっと違いまして、教育支援センターは学校の代わりに、学校とは別でという意味ですね、別で、学校に行けない子たちでも一人ひとりの児童生徒の状況に合わせて、個別の学習や相談など行える場所ですとか、開設時間に合わせて利用者は利用できる、長時間いてもいいし、短くても構わないと。

自分のペースに合わせて利用できる居場所、また、さらにはそこではやっぱり誰かがいらっしゃって学習支援が受けられる。

連携する学校の校長先生が認めれば、その利用をしたことで出席の扱いになる。

その場所で、例えば、子どもだけではなくて保護者のカウンセリングなども行ったり、保護者同士の交流もできるという、そういうような形のイメージなのですよね。

だから、むうくさんを利用される方はされる方で、また別のそういう学校外の居場所というのがすごく大事であるのではないかなというふうには私自身は感じています。

必要に応じて他市町村の教育支援センターとか、民間が運営する教室となつながりを持つということなのなのですけれども、つながりをもっと情報共有するのとても大事で、そういった

情報提供も必要なのですけれども、いろいろちょっと聞くと、そういったところを利用できるのは、主にその町村に住む児童生徒さんである場合が多い。

受け入れが可能であっても、やはり移動手段が問題になるかなというふうに思っています。

遠くの町に、もしくは村以外のところにお子さんが、例えば利用する場合は、やはり保護者の方が送迎をしなければいけないというようなこともありますし、毎回、毎回、毎日そこに送迎できるような保護者さんだったらいいのですけれども、実際お子さん1人ではなくて兄弟がいらっしゃって、そちらに時間をやっぱり割けない親御さんもういらっしゃると思うのですよね。

あとは教育支援センターというのは、在籍する学校との連携がすごく大きいかなと思っていますので、学校の教員自体も利用している児童生徒さんの学習の様子を確認したりとか、保護者からの相談を受けたりできるような立地が一番必要かなと思っています。

ですので、利用されるお子さんや保護者の立場で考えると、やはり村内で移動が簡単にできるような場所に、そういった居場所があるということがとても大事なかなというふうに思っているのですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中井康雄君） 上田教育長。

○教育長（上田禎子君） まず、民間はなかなか移動も含めて大変ではないかというお話がありました。

確かにそういった部分はあるのですけれども、違う町村にありました時には、逆にそれが良くて、親から離れて、バスで自分で行くことが、その子にとってすごく成長につながって、本人もその時間がとても有意義だったというふうに言っているお子さんもういらっしゃいましたので、それぞれのケースによるかなというふうには思っております。

私も地元でそういうのがあったらいいというふうには思いますけれども、例えば、芽室町にありました時には、適応指導教室というのがあって、学校と連携しながら、そこに職員も付いてやっておりました。

現在はどうなっているのかお聞きしたところ、登録者が23人いて、今は学校法人の方に委託しているということなのですね。

芽室町さんは7校学校があって、23人で、それで何百万円というお金を、委託料を払っているのですけれども、村内単独でやった時に、何人、うちは今、登校しぶり、不登校含めて、12月現在ですと10名いるか、いないかというところでありますから、その子たちが、では、そういったところに登録してくるかどうかはまた別の話で、家から出たくないというお子さんもういらっしゃると思いますし、保護者の考え方もあると思いますので、3校で、うちが334人という児童生徒、芽室町さんですと1,534人いる中の23名です。

うち、334人の中でどれだけ希望があるかというところなのですよね。

そのある程度の人数がいないと、村が何百万円かけてというのはなかなか、単独であるのは望ましいとは思っているのですけれども、なかなか難しいかなと。

例えば、更別と2村でということであれば、またその可能性も出てくるかなというふうに思いますので、あるのは望ましいと思いますので、今すぐではないのですけれども、2村共同も含めて、今後検討させていただければというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

私も1自治体で設置するということ、本当はやっぱりそこは望ましいですし、北海道としても、国としても、教育支援センターを設置するのは推進している立場ですので、そうい

った設置が本当に望ましいなどとは思ってはいるのですけれども、おっしゃったように、費用の面ですね。

そこでどこまでそちらに費用を充てれるかというのは、やっぱり懸念材料ではありましたが、今、教育指導主事を2村で、更別さんと中札内村で設置しているというようなそういう関係性もありますので、できればそういった共同設置も含めて検討いただけるというのはとてもありがたいかなというふうに感じました。

ただ、希望としては1つの自治体でというのは、やっぱり申し上げておきたいなと思います。

鹿追町さんのちょっとお話を聞いたのですけれども、鹿追町さんは人口大体5,200人規模で、学校に行きづらい児童生徒さんのために、令和3年から教育支援センターを設置してまして、開設日は月曜日から金曜日の9時から12時半まで、状況に応じてその変更は可能であるということと、来所の場合は、スクールバスや患者の輸送サービスが利用できるということになっています。

こちらは施設の建物自体は1戸建ての公営住宅をリフォームしたもので、運営費としては光熱水費と会計年度任用職員1人の方ですね。

定年した養護教諭さんが担当しているということだったのですけれども、大体300万円ぐらいですか、人件費でいうと。

会計年度任用職員の人件費で言うと、大体300万円ぐらいかなと思うのですけれども、そういった形で、同じ人口規模で、利用者もだいたい聞いたら5人から6人ぐらい、登録しているのもう少しいますけれども、実際利用しているのはそれぐらいだということでしたけれども、やっぱりそちらの方のお話聞くと、自分の町にそういったものがあるという、そういったことがとても大事だということで、もちろん費用対効果というのを考えなければいけないのですけれども、そういったお子さんに寄り添える体制というのをつくる上でも参考にいただければありがたいなと思っています。

あと、同じように、ちょっと言葉が結構難しいといいますが、教育支援センターと、あと国とかが今設置を推奨しているのが、校内教育支援センターといいまして、これは校内フリースクールという言い方するのですけれども、先ほど、本村での支援の取組みの中で、相談室もしくは保健室での別室での学習のお話がありましたが、そこをもう一歩充実させて拡充した形なのかなというふうにイメージできるのですけれども、COCOLOプランでも書いているように、自分のクラスに入りづらい児童生徒さんが、落ち着いた空間で自分にあったペースで学習できる環境を学校内に設置するということを、COCOLOプランでも明記されていまして、各自治体でも、今結構取組みが進んでいる状況です。

いち早く設置したところでは、やっぱり成果が出始めていまして、校内にあるフリースクールだと、新しく建物を建てるであるとか、ほかの場所に出向いて誰かを置かなければいけないみたいな、そういった費用の面でかなり軽減があるので、校内フリースクールの設置を進めるために、道も国も補助金などを支援して設置を進めたいということで、今、通知が出されているのですけれども、例えば、兵庫県川西市の市立多田中学校の場合は、欠席が続き始めた生徒さんが長期にわたって不登校にならないための居場所をまず校内につくったということが特徴でして、一人ひとりの状況を見守って学習支援などを行っている。

そこで、校内にありますので、普通学級にいらっしゃるお子さんとの交流もできたり、ほか、完全不登校のお子さんというよりは、登校しぶり、もしくは不登校になる前の予防策というのですか、その対応としてすごく効果があるということで、校内フリースクールは今結構評価されているところです。

函館市の方でも、今年度から市内5中学校の空き教室に支援員を配置して、生徒の居場所をつくる校内フリースクール事業に取り組んでいるということでして、4月の授業開始からは、3ヶ月が過ぎたけれども、本当に生徒の表情が明るくなって、学校に普通に登校できる、もしくは教室に通うというのが苦にならなくなったという子が大分増えたということで記事にもなっています。

お子さんからしてみれば、学習ありきでない場所で生徒が安心して過ごせるという、会話できない子が明日も来るねというふうにして、支援員さんと話せるようになるということで、かなり効果が出ているということです。うちの場合でも別室で今、登校して学習したりとか、居場所になっているというお話ありましたけれども、それを何か少し発展させる形で、この校内フリースクールというものができないかなというふうに考えたのですけれども、そのあたりのお考えについて伺います。

○議長（中井康雄君） 上田教育長。

○教育長（上田禎子君） 以前も中札内小学校の体育館のそばに和室がありまして、そこでは登校しぶりの生徒が途中から入ってきても、教室に入るよりかは行きやすいという部分で、そこでは、以前は特別支援の担当の先生が、自分の学級の生徒と合わせて、そこで、今おっしゃったような校内支援センター的なことをやっておりました。

現在は、先ほどもお話した場所で、今おっしゃった校内支援センター的なことを、中札内小学校でも、そのところで、先生はいろいろ管理職とか、空いている先生とかに替わりますけれども、現状はゼロではなく、ここまで必ず人がいるという状態ではないですけど、いろんな先生が関わりながら、センター的な役割はある程度果たしているかなというふうに思っています。

中学校の方も別室というところで、先ほどお話したとおりであります。

保健室には養護の先生が、何かがない限りは大体在中しておりますので、1人になることも少ないというふうに思いますし、子どもによっては1人がいいというお子さんもいらっしやいますから、複数でもいい、1人がいい、それぞれの子どものニーズに合わせた体制を今取っているところです。

ただ、議員がおっしゃるように、常備そこに人がいるという、100%いるという状況ではないですけども、できるだけそこに先生が関わっているという状態ではあります。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

同様の動きはできているということで理解はいたしました。

ありがとうございます。

では、2点目の児童生徒や保護者への支援についてという部分で確認をさせていただきます。

専任職員の配置についてご答弁されていましたが、来年度からは不登校や登校しぶり、もしくは特別支援の教育を担当する専任職員を外部から採用し、スクールカウンセラーの相談日以外でも児童生徒や保護者の相談等に対応できる体制づくりを検討されているということでございました。

この専任職員の方というのは、今検討されている段階だとは思いますが、どういった方を例えば採用を考えているのか。

また、その方は一体どこに配置されるのか。

学校なのか教育委員会なのか。

あとはどういった場所で相談を行うのか。

あと、配置することで、相談日はどのぐらいの頻度になるのか。

やっぱり月1回もしくは2回の中で、カウンセラーの先生とお話して、またその次に日にちが空くということで、そこで大きく変わるというのはなかなか効果が見えにくいのではないかなというようにもありますので、相談日が増えることになるのですけれども、どれぐらいの頻度を想定しておられるのかお伺いします。

○議長（中井康雄君） 上田教育長。

○教育長（上田禎子君） まずどういった方を想定しているのかというところでありますけれども、今年度から退職、学校の教職員ですけれども、定年が延長になりますが、十勝では今のところ役付け再任用がありませんので、校長を60になったら退職して、一般教員に1年間降りるという状況に、十勝の場合はなります。

委員会が想定しておりますのは、現在、学校の校長先生をしていらっしゃる方が、いろんな、様々な知識、それから経験値が高いものですから、その方を想定しております。

あと、相談場所ですけれども、それは保護者の方が、学校なら嫌だとか、学校でも良いよとか、やっぱりその児童生徒、保護者の気持ちに寄り添うことが大事でありますから、学校が良ければ学校に出向きますし、教育委員会の文化創造センターの会議室で良ければそちらで。

相談者のニーズに応じた対応をしていきたいというふうに思っております。

所属につきましては、教育委員会に常備いただこうと思っております。

そうすることによって、学校からの連絡にすぐに対応できるのが委員会であると思しますので、そこに席を設けたいというふうに考えております。

あとは、スクールカウンセラーですと、どうしても前月までに予定日が、いついつということで、それ以外というのはなかなか難しいです。

現に、これまでも保護者の方から相談要請があって、その日を設定して、スクールカウンセラーさんがそこに来て、保護者の方が来ないというケースも実は何回もあります。

そういった状況もありますから、保護者のニーズに速やかに対応できるのは、やはり常備教育委員会に在中している方がよろしいのではないかなというふうに考えて、次年度配置したいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

相談日の頻度というのを聞いたのですが、今のお答えだと、保護者の方が必要な時に対応できるようという、そういう体制ということで、とても心強いと思います。

できればやっぱりこれは実現させていただきたいですし、来年度検討されているということですので、ぜひここは実現するように、予算も含めてお願いしたいなというふうに思っております。

あと、中学校の方で、3学期から心の健康観察の取組みを始めるということで、Googleフォームを活用するというご答弁あったのですけれども、これ十勝でも結構先進的な取組みの一つに、中札内、これやるということは先進的な取組みの一つになるかなというふうに思っております。

COCOLOプランでもこれは推奨されているところですので、ぜひお願いしたいのですけれども、まずは中学校からということで、小学校での導入の考えというのはあるのでしょうか。

特に不登校、登校しぶりになるきっかけといいますか、始まった時期というのが、小学校の低学年もいらっしゃるのですけれども、割と4年生、5年生と高学年になってから、例え

ば、学習の中でのつまずきであったり、段々人間関係が、自分たちの人間関係の中でトラブルといいますか、悩みを抱えたりというふうにして、割と小学校の高学年から段々そういう傾向が出てくるというふうに統計上も出ているのですが、小学校での導入というのは、今後ご検討されるのかどうか。

そのあたりについて伺います。

○議長（中井康雄君） 上田教育長。

○教育長（上田禎子君） まずは3学期、中学生のをやってみまして、状況を見ながら、小学校の低学年はちょっとできないと思いますので、何年生、4年生以上からだったらできるのか、高学年だったらできそうなのかというのを、中学校の状況を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

あと、このフォームも内容、質問項目は、国からある程度出されているものもありますけれども、中札内独自で、特に中学校の先生方がこういうのもちょっと入れたらどうかということで、内容的には村独自のものを、今中学校の方で準備しているところです。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

ぜひ、いい取り組みだと思いますので、こちらも実現させて、3学期からもやるということなのかもしれませんが、小学校の高学年の導入も含めて取り組んでいただければと思います。

次に、相談窓口と情報周知について伺いをいたします。

こちらは、私も最初うちの村の動向、本村の不登校とか、引きこもりって一体どこが担当なのかなと調べて、調べたときに、ホームページ上では福祉課のグループということになっていまして、先ほど通告の時にも言いましたけども、北海道でも案内は福祉課の福祉グループが窓口ということになっていました。

情報周知としては、不登校や引きこもりの相談先とか居場所をまとめたパンフレットを作成していただいて、それを配布いただいたということで、これは以前大和田議員が引きこもりとかそういった方の把握に関してはどうしているのか、そういう方への情報周知はどうなっているのかということをご質問された後に、つくられて配布されたものかなというふうに思うのですが、情報がすごくまとまってわかりやすくなったと思いますし、ホームページにも掲載されていますので、配布が年1回あったとしても、もしかしたら、必要な時に手元にないという場合はホームページを確認すれば見えるということなのかもしれませんが、そのホームページの見え方というのですか、やっぱりちょっと階層が深いところがありまして、福祉の部分の高齢と福祉っていうふうに、何かちょっとそこに行き着くのが結構大変だったのですよね。

「くらしのガイド」があって、「高齢・福祉」があって、「福祉」のページでやっとその項目が出てくるという感じになっていまして、以前、議会の中で、私の方で利用者目線でのホームページの作成ということでご質問させていただいたところ、子育て支援に関しては、中札内子育て応援ページというの、大きくバナーを貼って、そこからいろんな情報に届きやすいように作成していただいて、これはとてもいいなと思って感謝しているところなのですが、その中には、不登校とか、引きこもりの話って全然出てこないのですよね。

できれば、そういったところに相談が受けれるよと、窓口のやっぱり記載も必要かなって思っております。

学校だけではなくて、子育て支援の一つとして、やはり相談窓口があるというところを可視化するという、先ほど出ていましたけれども、きちんとそういうものがあるよということを村民の方にもわかっていただくという周知がすごく必要だなというふうに思っています。

で、そのあたり少し工夫をしていただけたらと思うのですけれども。

あとは、そこに例えば、福祉課の相談窓口にお問い合わせをいただいたら、本人や保護者からの悩みとか希望を聞いて、関係機関と連携しながら、個別の支援につなげるよということでご答弁いただいたのですけれども、実際、そのつながっているケースというのは多分すごく少ないのではないかなというふうに推測できます。

医療機関とか、あとは民間のそういう活動情報を紹介して、つなげた場合も、そのあとの状況のフォローが、例えば重要ななと思っています。

心療内科と病院等を紹介されたのですけれども、問い合わせれば今すぐ受けれる状況ではないということが結構あるというふうに聞いたのですね。

実際に予約が取れるのは半年以上、もしくは1年後みたいなのが結構あるというふうに聞いていまして、受付されるまでのフォローを、ではその窓口でどう対応するのかというところがすごく疑問に思ったのですよね。

支援が必要な人は、今欲しいのだけれども、相談したら、実際相談できる時間は1年後だって言われると、もうそこでちょっと保護者の方も諦めてしまったり、ああと思ってそこから相談を止めてしまうみたいなことも聞いたので、そのあたりの取組みといいますか、どのようにされているのかお伺いします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、福祉課の方の担当になりますので、私の方からお答えをしたいと思います。

ホームページ上では、ちょっと階層が低いところということで、ちょっと改めて確認をして、もう少しわかりやすいところで見れるようにならないか、ちょっと考えたいとは思いますが。

北海道のホームページ、「不登校支援」のところからは、パッと中札内の方の引きこもりのところに、「不登校・引きこもり支援」というところに出るようにはなっておりますので、その辺のところも再度確認をして調整をしていきたいと思っています。

2点目の相談のケースのフォローとか、対応のところの部分になりますけれども、木村議員がおっしゃられるように、本当に件数がまだ少なくて、パンフレットを配布した後に1例ほどの相談ですとか、たまたま学校卒業されるタイミングでの相談ということで、非常に件数は少ないのですけれども、対応してきたケースはございます。

ただ、おっしゃられるように、たまたま対応したケースについては、力のある方でもありましたので、次のところに行かれたというふうに聞いておりますけれども、実際には、言われるとおりに、例えば、医療機関の予約が取れないですとかということも、現実聞いております。

関係機関と連携しながら個別の支援というところの中では、例えば、帯広保健所で実施している心の健康相談ですとか、今、中札内診療所あるいは更別国保診療所においても、広くいろいろな相談にも応じてくださっておりますので、その方の状況にもよりますけれども、まずはちょっとそこで、1回相談してみましようかですとか、その方に応じた対応というものをしていきたいなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

診療所であつたりとか、その方の状況に合わせてきちんとフォローをしていただけるということで理解をいたしました。

相談件数が少ないということだったのですけれども、やっぱり皆さん保護者の方に対す

る浸透率といいますか、周知が足りないといったらちょっと語弊があるかもしれないですけども、何かいかにそういう方たちに知ってもらえるかということを、やっぱりもう少し工夫が必要なのかなというふうに感じています。

私がパッと思ったイメージは、3点目に中学校卒業して高校生となった生徒の方との関わりが薄くなって、そこが相談につながりにくい課題があるというふうに書いていただいているのですけれども、小中学校の間は、学校や教育委員会の方が窓口になって支援というのは受けれる状況、今、きめ細やかな対応していただいて、今後もいろいろ取組みされているということなのですから、やっぱり中学校卒業してからの方、高校に進学したり、就学してからという、そういう方のやっぱり支援をもう少し考えなければいけないのかなというふうに思っております。

中札内のような小規模校から、帯広市であるとかいろんな、高校に入ると結構大規模になって人数も多くなって、環境の変化だったり、人間関係だったり、いろんなもので、少し学校にやっぱり行きたくないな、ちょっと行きづらいなと思って問題を抱えているお子さんがいらっしゃるというのは、私も実際聞いておりますし、そういう方が、じゃあ一体どこに相談すればいいのというふうに、実際に相談を受けたこともあります。

私が考えたのは、できればやっぱり、幼児期から高校卒業ぐらいまで、一貫してフォローできる体制が必要なのではないかなというふうに思っております。簡単なのは、小中学校で関わっていただいたスクールカウンセラーの先生に、中学校を卒業してでも、高校に行っても相談できるよというような体制をつくるのがまず一つできることかなというふうに思ったのと、あとは、子ども家庭センターですか、その設置に向けてということで書いていただいていたのですけれども、今の時点では、村には子育て世代包括支援センターというものがあまして、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートする専門相談窓口ということで、数年前に村にも設置はされたのですけれども、このあたりを、設置について知らない保護者の方がとても多いです。

実際そういった高校に通うお子さんで、少し問題があるなと悩みを抱えた時に、こういうところがあるのだよというふうに、なかなか結びつかないような状況というのは、お話を聞いていてありました。

子育て世代包括支援センターのページにいても、書いてあるのは妊娠期とか乳幼児期に対する相談する窓口なのかなというふうなイメージで捉えられる。

例えば、助産師さん、保健師さん、管理栄養士さんが悩みごと、心配ごとを聞きますよみたいな形の記載になっているので、就学してから、高校になるまでここを相談してもいいのかなって。

多分違うよねということで、保護者の方も相談するというふうにちょっとつながらないという、そういうふうに考えました、今回、見ていて。

先ほど、小中学校でいろいろ取組まれている内容ですとか、あとは子育て包括支援センターでこういう相談が受けれますよというような内容とかを一つにまとめた村での不登校支援ガイドみたいな、そういったものを、別にガイドといってパンフレットしなくていいのですけども、紙で1枚つくって、こういうところに相談できますよと、うちはこういう支援をしていますよというのを、まず可視化をするという、可視化してそれを例えばホームページであったりとか、何かの折に、広報に載せるまではいかなくても、配布をするですとか、その存在をまず知ってもらわないといけないかなと思います。

何か良い取組みされているのに、全然村民が知らなくて、割と中学校卒業してしまうと、もう後は家で何とかしなければいけないといって、悩みを抱え込んで、困っているお母さん

というのは、結構私の周りでもいらっしゃって、そういった方はなかなか行政に相談しようっていうふうにならないので、相談してもいいのだよ、大丈夫だよという、そういう状況をやっぱりつくってあげるのが必要かなというふうに思っているのですけれども。

そのあたり、取組みとしてお考えはいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 乳幼児期から一貫したフォローできる体制ができればというところで、子育て世代包括支援センターは18歳まで、生まれてから、妊娠期からということで対応している部署にはなりますけれども、議員がおっしゃられたとおり、やはり本当に大変な妊娠期から就学前までの子育てに関するところの相談が現実的には多いのかなという状況になっております。

学校の方に入りますと、むしろ学校の方でいろいろ手厚いサポートですとかが受けられますけれども、いざ卒業されて、就職ですとか、生活ですとか、そういうふうになってきたときには、今度はちょっと福祉的な関わりの多いような相談の内容になってくるということで、窓口が福祉課福祉グループの方にちょっと移ってきているというような状況になっています。

担当している部署としましては、その内容で、そういう就労だとか、生活支援の方の相談が重きであれば、そちらの方の職員が対応したり、発達ですとか、心の関係ですとか、医療的なものが強ければ、保健師の方が対応したりということで、課としては一体的にやっているつもりではありますけれども、ご指摘のように、なかなかわかりにくい、相談しても対応してもらえないのではないかなというふうに受け止められるということもよくわかりましたので、一体的に相談ができる窓口であるよというような周知、可視化できるような方法は、少し内部で考えていきたいな、お知らせの仕方ですとか、教育委員会も含めてですけれども、相談していきたいなというふうには思っています。

○議長（中井康雄君） 質問の途中でございますけれども、休憩をしたいと思います。

午後2時15分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時13分

○議長（中井康雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） それでは、続けて質問させていただきます。

先ほど、子育て世代包括支援センターの役割について、ちょっとお話をさせていただいたのですけれども、ご答弁にありますように、令和8年度までに設置を目指す子ども家庭支援センターで子育てに関わる相談や支援を一体的に対応できるという、そういう体制を検討していきたいというふうにして書いていただいているのですけれども、すごくこれは大事なところで、やっぱり保護者の方が、移住とかでもワンストップ窓口というふうにありますけれども、まずここに相談すれば、どこかにきちんとつなげてくれて、解決の糸口につながるのではないかなという、そういう体制というのを、村民の方に知っていただいて整備するというのがすごく大事なかなというふうに思っています。

例えば、特別支援のお子さんだったり、あとは文科省が通知しています不登校支援のあり

方の中で、児童生徒理解支援シートを活用して、計画的な支援を行いたいという内容で提案されているシートなのですが、これは、できれば幼児期から高校卒業ぐらいまで一貫してフォローできるような、そういった支援シートを作成して、もちろん個人情報などの管理とか、保護者の意見に配慮をしながらなのですが、幼児期には検診などいろいろな発達面でしたりとか、健康面の相談を受けることがあり、小中高では不登校に関する、もしくは登校しぶりであったそういった相談に関するものが引き継がれて、中学校卒業後、高校生になった方にも、そのシートみたいなのを、何と云うのでしょうか、引き継いでおけば、もう一度そのお子さんがどういった状況下で相談してきて、どういった状況下で相談してきたかというのが理解できれば、相談に乗るのもわかりやすいですし、そこにやっぱり保護者としては、じゃあ一体どういう情報がほしいのか。

中学校卒業する場合は、いろんな今進学先があって、高校行ってからなかなかうまくいかなくなるという場合もありますし、そういう場合は、途中で学校変えなければいけないとか転校しなければいけないということで変わる子もいれば、今は話題によくなっていますけれども、星槎のように通信制の高校というのがあって、そちらに通う方が今すごく増えているということも報道で目にされた方も多いと思うのですが、そういった情報も、保護者だけで探すと結構力がいるといいますか、自分の情報集めるのに大変苦労されていますので、そういった情報についても、窓口から相談に乗って提供してあげられるような、そういった一連の流れで一貫してフォローできるような体制、目で見てわかるようなフォローみたいなものがあればいいかなというふうに思っています。

子ども家庭センターの体制づくりに関しましては、私も以前、一般質問で触れたことあるのですが、できれば、そのセンターに配置していただくのは専門家、専任職員の方がやっぱり配置していただきたい。

できれば、臨床心理士さんもしくは公認心理士さんのような、今、悩みも多様化しています、家庭環境も複雑になっていますので、一つのところで窓口で相談して、そこからいろんなところにつなげるコーディネーターさんは専門家をきちんと配置するというような、そういった体制を整えていただくのが一番いいのではないかなというふうに私は考えているのですが、そのあたり、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中井康雄君） 上田教育長。

○教育長（上田禎子君） 前半の支援シート、学校では個別の指導計画と支援計画と2つ作っております。

指導計画は学校の先生方つくります。

支援計画は保護者と連携しながら、確認しながら作成するものです。

内容的には、先ほど議員がおっしゃったような内容で、学校が変わればまたゼロから親が説明しなければいけない、そういうことをなくすためのものでありますので、村内では、小から中、様式も昨年度、小中統一しましたので、スムーズに今つながっているところなのですが、では、中学校卒業するときはどうするかというと、個別支援計画につきましては、保護者にお渡しします。中学校は卒業時に。

そして、保護者の方から高校の方にそれを届けるか、渡すか渡さないかは保護者と本人の気持ち次第というところで、一応シートについてはお渡ししている状況にはなっております。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 乳幼児期のいろいろな記録や支援をした経過のシートなどは、まだ関係者が、担当の職員が所有しているというような状況で、小学校に入る時ですとか、保育園に入る時ですとか、必要な時に情報を伝えていくというような仕組みはできてい

ますけれども、形として、システムとしてでき上がっていることでは、今の段階ではありません。

子ども家庭センターの新しく入ってくる役割の一つに、要支援児童、要保護児童、特定妊婦、その他、また、健康保持増進に関する支援が必要とする者という方たちに対して、サポートプランを立てるというところが新たな業務として入ってきます。

これは、職員だけではなくて、本人ですとかにも交付、保護者の方にも交付してというような形にどうやらなるようですけれども、そういったものも含めて、保護者の方と共有できるようなプランですとか、それをどういうふうに引き継いでいくとかというのは、準備期間の中でしっかり詰めていく必要があるのかなというふうに思っていました。

次に、想定する職員ということなのですが、今現在、この職種でということは、まだ確定したものではありませんけれども、今、その子ども家庭センターで必要とされている職員としては、母子保健機能と児童福祉機能の双方の業務に精通をした、知識を持った職員という形で、責任者のようなセンター長と、併せて、十分な知識を有し、俯瞰して判断できることができる統括支援員を置くこと。

それ以外の職員としては、母子保健とか虐待事例の対応とかもありますので、社会福祉士ですとか保健師、精神保健福祉士、公認心理士などなどの職員があげられてきています。

ただ、うちの今のある職員体制の中で、何が一番ちょっと不足しているものがあるのかなというところも、併せて開設の準備の間に検討する必要はあるかなというふうに思っていますけれども、やはり今、議員がおっしゃられたように、心理のところには長けているような職員というのは、今の段階ではちょっと、村としては必要になってくるのかなというふうに、想定できるのはその職員かなというふうに思っています。

ただ、すぐに入ってくるわけではないので、先ほど教育委員会の方からも答弁ありましたとおり、経験のある職員の方が入られる可能性があるということです。そちらとも連携したり相談をしながら、準備を進めていくことになるかなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

支援シートは、今、整備をされていて、保護者の手に渡されて、それが、例えば、福祉の方に移った時に活用することができるという体制はわかりました。

また、子ども家庭センターの体制づくりについても、今後、今の村の状況ですね、子どもたち、もしくは臨床心理士さん、いろんなところで活躍できる場があると思います。

介護の現場であるとか、高齢者福祉であるとか、障害者福祉であるとか、あとは、例えば防災の部分で意見をいただくようなこととか、いろんな多岐に渡って活躍できる場があるかなと思いますので、子ども家庭センターだけではなくて、いろんな部分で必要だなと思うような人材をぜひ配置していただいて、支援体制をつくっていただければいいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

今回、不登校児童生徒の支援について、状況と今後の取組みについて質問させていただきましたけれども、これは就学期だけの問題ではなくて、子育て支援全体に関わることだと思っています。

先には、今、引きこもりなんかの問題も大きくなっていますけれども、統計上、引きこもりになる方というのは、3割ぐらいの方が不登校を経験されている方で、そこが長期化して引きこもりになったり、何かしらその経験が引き金になって引きこもりになるというような統計が出ていますので、子育て支援全体、あとは社会福祉全体にも関わってくる、不登校支援自体がそこに関わってくるという、そういった大きな目で見えていただいて、もう一歩踏

み込んだ支援といいますか、うちの村は子育て支援に関しては各種助成制度もいろいろ拡充しながら、様々な取組みを行ってくださっておりますけれども、そこからもう少し一歩進んで、教育とか支援の垣根を超えて、当事者である子どもさん、その保護者に寄り添った相談支援の体制づくりに、今後はもっと力を入れていくべきではないかというふうに私は考えるのですけれども、そのあたり、村長のお考えを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 残り3分46秒ほどしかないということです。

木村議員おっしゃるとおりです。

引きこもり、不登校の問題にせよ、登校しぶりの問題にせよ、非常に複雑化していて、それが不登校児童生徒については年々増えているというような状況にあります。

これは本当に、時間もあまりないので、大変な課題だというのは認識しております。

ただ、この問題については、先ほど、木村議員がおっしゃっていただいたとおり、平成29年度の教育機会確保法、実はこれが議員立法によって施行されてから、実は不登校児童が増えている。

つまり、それは学校に行くことを前提としない理解が広がっていることが、逆に学校行かない子どもたちを増やしているということでもあり、ある意味では法律の成果が出ているということではあるのですけれども、議員立法によってこれがなされたこともあって、実は教育支援センターであったり、どのようなことを行政が、教育機関が対応していくのかというのは十分議論されないまま、この現在に至っております。

その法律が施行されて間もなく、新型コロナウイルスの感染拡大して、実は平成29年度から増加率の角度が上がった。

コロナが始まってさらに上がったということで、実はどう対応していけばいいのか、全く誰もわからない状況で、今右往左往しているというのが実態であります。

なので、今年度、新型コロナウイルスが2類から5類に変更になったということで、今後、この推移が、この非常に高い状態のまま推移していくのか。それとも、もう少し落ち着いていくのか。

様々な状況をつぶさに見ながら、また情報収集もしっかりしながら、不登校問題、不登校から引きこもりにつながるような事例であったり、不登校と関わらない引きこもりの事例であったり、そういったものについてどう対応していくのかというのは、全力で研究しながら取組んでまいりたいというふうに思っております。

ただ、非常に専門人材というのは限られておりますので、この辺りの手当というのはなかなか難しい面もございます。

ただ、これは本当に放置できない課題ですので、情報周知、非常に足りないということも今、今回の一般質問のやり取りで改めて感じましたので、その辺も踏まえてしっかり情報周知して、相談窓口を知らせる、そして、その相談にいかに対応していくのかということをし、しっかりこれから、我々も勉強しながら、相談者と一緒に探していきたい。

このように考えている次第であります。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

村長も今おっしゃっていただいたように、今後、真摯に取り組んでいただけるということで、教育委員会、福祉課、何かそういう垣根は超えて、村全体の取組みとして、保護者もしくはお子さんに寄り添った支援の体制を構築していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（中井康雄君） 木村議員の一般質問は終了いたします。

次に、7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは、4番目の質問をさせていただきます。

ふるさと会の現状と今後の課題について。

中札内村には東京、札幌、帯広にふるさと会があり、中札内村を愛する力強い応援団であります。

ここ数年はコロナの影響で活動が休止されておりましたが、コロナウイルス感染症の位置づけも5類感染症に移行されたため、ふるさと会の活動も以前の状況に戻りつつあります。

私は、令和元年12月定例会でも「ふるさと会の現状と課題」について質問をさせていただきましたが、その後の状況はどのようなになっているのか再度お聞きしたいと思います。

前回、質問時の答弁では、身内や知人等の紹介や小中学校同窓会においてふるさと会が紹介されているが、個人情報の取扱いが厳密になり、村出身者の把握が困難な状況にあり、若い会員の確保にはなかなか至っていないとの答弁でした。

また、会員増加に向けた村の協力については、公共施設に募集ポスターを掲示したり、ホームページで活動を紹介し、ふるさと会への加入を促しているが、大きな成果はみられないとのことでした。

私も全てのふるさと会に顔を出しているわけではありませんが、現在中心となって活動されている方々も、それぞれお年を召してきており、今後の活動が心配されるところですが、中札内村出身者が各地で活躍されている方もまだおられると思います。

前回の答弁でも、各ふるさと会役員の皆さまと協議し、会員増につながる方策等を検討してゆくとのことであったが、その後の状況について伺います。

○議長（中井康雄君） 答弁お願いいたします。

森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） 中札内村のふるさと会は、東京、札幌、帯広の3つが組織されており、会員間の融和を図りながら様々な場面で本村のまちづくりにご協力いただいております。

5年前、宮部議員から会員増に向けたご質問をいただいたことを踏まえ、村ではこれまで実施してきた補助金交付による運営の財政支援に加え、令和2年度に新たな補助制度を創設し、ふるさと会の総会及び交流会に初めて参加する非会員の方を対象に、交流会の参加費用及び旅費の一部を助成することとしました。

直後に新型コロナウイルスの感染拡大が続き、制度の利用機会はなくなってしまいましたが、ふるさと会との絆を大切にするため、令和2年度、3年度の二度にわたり村から会員の皆さまに特産品を贈呈させていただきました。

普段は会に参加されない方からもお礼のお手紙をいただくなど、新たな触れ合いが生まれました。

総会、交流会が本格的に再開した今年度は、札幌と東京の各ふるさと会から初めて助成制度の利用申請があり、交流会への初参加につながっております。

今後も会の事務局を通じて同制度の普及に努め、新たな参加者の確保につなげたいと考えております。

また、離れた場所に住んでいてもふるさとに関心を持っていただけるよう、村ではSNSをはじめとするインターネットを活用した情報発信に力を注いでおり、ふるさと会の活動状況の紹介も行っております。

すぐに会員増強へとつながるものではありませんが、中札内村出身者や中札内村ファンの方など若年層を含めて様々な世代とのつながりが生まれているところでもあります。

本村出身者や本村にゆかりのある方が相互に親睦を図るふるさと会は、中札内村を離れても、ふるさとの発展を温かく見守ってくださる心強い応援団であり、村にとっては無くてはならない大切な存在です。

会員の高齢化対策などに妙案はありませんが、村としては引き続きふるさと会の役員の皆さまとの連携を密にしながら、温かい交流の輪を広げられるよう支援してまいります。

今年度は、宮部議員を含めて村議会から複数名の議員に総会、交流会にご参加いただき、個人的なつながりにより新たな参加者の呼び起こしにご協力をいただきました。

今後も会員拡大にご協力をいただければと存じます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは、再質問に入る前に、若干、私、今回初めて東京中札内ふるさと会に参加をさせていただきました。

議員になってようやく9年目で初めて参加をさせていただいたのですけれども、以前から一度行ってみたいなというふうに思っていましたけれども、大変、東京ふるさと会の皆さま方とは有意義な時間、そしてまた、交流を深めさせていただきましたことに感謝を申し上げます。

私、5年ほど前にも同じような質問をさせていただきました。

なぜ、また今回、こういった質問をするかということ若干触れさせていただきたいと思えますけれども、今回質問するにあたり、企画の方の担当の方にいろいろ資料を出していただいて、調べさせていただきました。

まず最初に、若干補足をさせていただきますけれども、今、各ふるさと会の会員数なので、一応、令和元年から令和5年度について、ちょっと調べていただきました。

その中で、帯広ふるさと会においては、令和元年が71名おられたのですけれども、令和5年で58名ということで、約13名ほど会員数としては減っておられます。

そしてまた、札幌ふるさと会におきましては、令和元年が245名ほどおられたのですけれども、令和5年では199名ということで、ここの減少がかなり大きくて、約46名ほど減少されていると。

そしてまた、東京ふるさと会においては228名、令和元年だったのですけれども、令和5年では214名ということで、ここも14名ほど会員数が減られているということでもあります。

高齢化で辞められた方もおられるのかと思いますし、残念ではありますけれども、お亡くなりになられた方もおられるのかなというふうにも思います。

その後、あまりそれに続く若い方といえましょうか、下の方がなかなか入ってこられていないのかなというふうに感じました。

あと、前回質問させていただいた時にお聞きしたのが、その各会の平均年齢ですね。

それあたりが前回の質問時に答弁として出されたのですけれども、帯広ふるさと会の方では60歳後半が平均年齢と。

帯広ふるさと会については、平成6年に発足されて約30年経過をしているということでもあります。

また、札幌ふるさと会については、平均年齢が73.5歳ということで、ここは若干高いのかなと。

ここの発足年度が昭和63年。

また、東京ふるさと会が平均年齢が60歳後半ということで、発足年度が平成元年ということでございます。

多分、これから5年ほど経っていますので、平均年齢については若干上がってきているのかなというふうには想像しています。

そんな中で、なかなか新しい会員を増やすというのは非常に苦労されていると思いますけれども、そういうことで、村としてもどのようなお手伝いをされているのか。また、お聞きしたいということで、今回質問を出させていただきました。

それでは、再質問ということで、何点かお伺いをいたしたいと思います。

まず最初に、答弁の中で、令和2年度に新たな補助制度を創設されたようでございますが、総会、交流会に初めて参加する非会員の方を対象に、交流会の参加費や旅費の一部助成とありますけれども、これは中札内村出身者でまだ会員になられていない方が、こういった総会や交流会に参加される時の助成というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 各ふるさと会の参加費用の助成事業の関係でございます。

助成対象につきましては、中札内村出身または在住したことのある方で、現に会員にまだなられていない方で、総会及び交流会に初めて参加する方に対しまして、交流会の会費の全額、それから、旅費につきましては、ちょっと各ふるさと会で違いますけれども、帯広中札内会につきましては、旅費は対象にしておりませんけれども、札幌の方ですと、札幌市内は出ないですけれども、札幌市以外の方であれば、旅費3,000円を支給しております。

また、東京ふるさと会におきましては、対象地域に基づきまして、東京23区内でしたら、旅費は助成対象にはならないのですが、23区外あるいは埼玉県、千葉県、神奈川県の方につきましては3,000円、それ以外の地域から参加される方につきましては6,000円を助成しております。

懇親会は各ふるさと会共通で全額を助成しております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） わかりました。

まだ会員になられていないという方で。

今回、私たまたま東京ふるさと会に参加した時に、私がお話した中で2名ほどの方が、中札内村出身の方ではなくて、会員になられている方のお友だちというような方が、確か2名ほど来られて、私もお話をさせていただきました。

1名の方は一度、数年前に中札内村にもお越しになっていたようですけれども、そういった方あたりには、ある程度助成をされているのかどうか。

あと、今、村の方から、来賓として組合長、今回、東京の方に行かれませんでしたけれども、商工会長、農業委員長あたりが行かれていますけれども、そういった方の旅費とかそういったものはどうなっているのか。

あと、もし村内の中で、一般の住民の方に募集はされていないのかと思いますけれども、もしそういった住民の方で行きたいというような方がおられた場合のそういった旅費とかそういったものの助成というものはあるのかどうか。

その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 参加していただいています農協の組合長さんですとか、農業委員会の会長とか代理ですね。それから商工会長。

これらの参加者の方の旅費については、全額村の方で支給をしております。

また、一般の参加希望の方については、特に今の段階では募集をして、参加を募っているわけではございませんので、そういった分は、今のところはそこまでしていないというのが現状でございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 最初にお聞きしたそのお友だちという方、そこはどうなのですか。自己負担で出られているということなのですかね。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） すみません、ちょっと漏れておりました。

今回、東京ふるさと会の方で、宮部議員、私も参加させていただいておりますけども、2名ほどそういった方いらっしゃいましたけど、今回のこの助成の関係は、該当にもならない方ですので、今回の申請には、その方々はいないという現状でございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） わかりました。

結構お一方あたりは、非常に中札内のファンになってくれていまして、非常に中札内の特産品あたり褒めていただいたり、非常におしゃべりも上手で、大変いい時間を過ごさせていただきました。

そこまでは助成はされていないということで理解をいたしました。

もし今後、一般の住民の方にも募集するかどうかわかりませんが、多分そういった方で行きたいという方がおれば、多分村の方でもまた助成なされるのかなというふうに思いますけども、そういった村の一般住民の皆さん方にもちょっと声掛けをしてもよろしいのではないのかなというような気もいたしました。

それでは、次に、令和2年と3年度におきましては、コロナの関係で、各ふるさと会の活動が休止していたわけでございますけれども、その時には村といたしましては、村の特産品を各会に贈呈をされました。

これも議会でも承認をいたしまして、これは非常に絆を大切にするための取組みとして大変良かったなというふうに私も感じております。

普段あまり参加されていない方からお手紙をいただくなど、礼状をいただくなど、新たな触れ合いが生まれ、また今後参加してくれる方もおられるかもしれませんし、村の特産品を知ってもらい良いきっかけにもなったと思いますし、それがまた、ふるさと納税などにも結びついていけばいいなというふうに思っております。

会員増強については、村もSNSやらインターネットを活用し、情報発信に力を注いでいるところでございますけれども、なかなかすぐには増強には結びついてはいないということでございます。

村出身者やファンの方など、若年層を含め、様々な世代とのつながりが生まれているというようにございまして、これはネット上でのつながりなのか、それとも、会員増加に少しは結びついてきているという状況だということで取ってよろしいのか。

その辺もう少し、このつながりということの意味をもう少し説明をいただきたいなと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 会員のほか、ふるさと会に参加されているそういったつながりという部分ですけども、SNSで村の行事等をお知らせするというのもございますけども、また、以前、令和2年、3年と会員の皆さんに中札内の特産品ということで、枝豆関係の商

品を、コロナ禍ということもありまして、お贈りしたそういった面でのつながりも改めてできたというのもございますし、また、新たなつながりという部分では、今年度、東京の方で中札内ファンミーティングということで、中札内の特産品の販売、あるいは、そういった中札内ファンの方に来ていただいて、中札内の産品でおつくりしたそういった料理を提供をしました。

そこに中札内出身の方ですとか、あるいは、東京ふるさと会の方も4名ほど参加いただいていますので、そういったインターネットだけではなくて、実際にそういったイベントを通じたつながりもやってきております。

今回、川越の産業フェスタあたりでも、以前、中札内の交流事業、あるいは、少年の翼事業で中札内を訪れ、中札内を親しく思っていたいただいている方も、実際店頭に来ていただいて、中札内何度か行っていますということで、そういったつながりも直に私も見ることができましたので、そういったので、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、そういったつながりも大事なかなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 中札内村のファンづくりといいましょうか、そういったものはいろいろ取組まれているというのもわかります。

ただ、なかなか時間はかかるけれども、会員の加入までにはなかなか結びついては、まだ今のところないということで理解をしてよろしいのですね。

とりあえず、中札内村のファンづくりということで進められているということで理解をいたしました。

次に、帯広ふるさと会の方でちょっとお聞きしたいのですが、帯広ふるさと会の発足で、多分、年明け30周年を迎えられると思います。

そんな中で記念式典を行うのかどうかわかりませんが、議会としても、ぜひ帯広会辺りは近いので、年明けてから、都合のつく方は全員出ましようというような話は今のところしているのが現状です。

それを、議会としてはそういう動きなのですけれども、今、帯広ふるさと会の方の会員数も、令和5年度で58名ほどということで、若干減少もしてきております。

多分、帯広近郊、3町含めると、まだ結構村出身の方というのは結構おられるのではないかなというふうに、自分は思っております。

これ、なかなか帯広会の役員の皆さん方もいろいろ手を尽くされて会員を探されているとは思いますが、村としてもSNSやらインターネットの活用だけではなかなか会員の増加には結びついていかないのではないかなというふうな気もしております。

そこで、これ可能なのかどうかわかりませんが、かえって帯広市あたりの広報には多分載せてはいただけないと思います。

何かチラシなどを入れて、もっとふるさと会をPRすることができないのか、会員募集することができないかなというふうに思うのですよね。

私も前回質問した後に、同級生あたりに数名声を掛けて何人か入っていただいたのですが、やっぱりこういったふるさと会があるということ自体、ほとんど全員が知っておりませんでした。

そんな会があるのですかということ。

いろいろ説明をして入っていただいたのですが、やっぱりなかなかSNSやらインターネット、見る人は見るかもしれませんが、ちょっと年配の方の人はそんなに見られないのかもしれませんが、何か違った方法でももう少し会員増加に向けた取組みが可能な

いか。

その辺考えるのですけども、なかなかほかの町のものまで広報等には載せてくれないかと思えますけども、何かそういった違う別な方法を考える気はございませんか。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 帯広市の例で議員おっしゃるような広報の周知などできないかということで、なかなかチラシの部分というのは、なかなか難しい面はありますけども、確かにアプローチとしては、何か違った手法を考えていかなければ、また、割と近しいので参加しやすいという面は中札内との距離感もありますので。

ちょっと今具体的にこういったものがありますというのは、ちょっと申し上げられないのですけども、そういった具体的な何かアプローチは工夫の余地があるのではないかなというふうに思いますので、どういったことができるのかも含めて、ちょっとふるさと会の役員の皆さんともちょっと協議をさせていただいた上で、何か良い方法がないか模索はしていきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） ぜひ、ちょっと相手方の役員さんとも協議しながら考えていただきたいなと思います。

今、本当に個人情報の取扱いが厳しくなったので、本当に、村の方からもなかなか情報もあまり出すこともできないと思いますし、本当に向こうのふるさと会の役員の皆さん方もやはりかなり困っているのだらうなというふうに思います。

前回の東京ふるさと会の会長さんともお話ししましたが、やはりなかなか若い会員の方を入れていくというのは非常に大変というか、悩んでおられましたので、本当にこの3つのふるさと会の役員の皆さん、非常に悩みどころだと思います。

私、札幌の方でも何人か入っていただいた方もおられるのですけども、今年、札幌ふるさと会が開催される前に、私の同級生から電話をいただきまして、何か申し込みを忘れていて、今からでも申し込んでも大丈夫かいというような電話をいただきました。

その時に、もう一方入っておられないのですけれども、中札内村出身で私どもの学年よりも2つ下の方が、札幌でいろいろお付き合いをしているということで、そういったふるさと会があるということを話したら、ぜひ参加してみたいということで。

最初出る予定はしていたのですけども、何か夜の集まりだと思ったのが昼間だったので出れないということで参加はされなかったみたいですが、その後、多分、入ってくれたかどうかはわかりませんが、やっぱりその方もそういったふるさと会があるということ自体もやっぱり全然知らなかったというお話も聞きましたので、やはりもう少し何か違った方向で、もう少しふるさと会のPRと言いますか、会員募集についてもやっぱりそろそろ真剣に考えていくべきではないのかなというふうに私は思います。

ふるさと会の存在というのは、本当に村を離れてもふるさとの発展を暖かく見守ってくださる。本当に心強い応援団だと。

また、村にとってはなくてはならない大切な存在という考え方は、私も同感でございます。

会員増や高齢化対策になかなか妙案はないということなのですけれども、本当に今、個人情報の取扱いが厳密になっておりまして、村としてもなかなか情報を出せない状況であり、各ふるさと会の役員の皆さん方もご苦労されている、頭を悩ませていることと思います。

しかし、本当に私はこのふるさと会というのは、やっぱり今後も長く継続をしていていただきたいと思えますし、やはり今、何か考えていかないとまずいのではないかなというふうに思います。

前回、東京ふるさと会に参加をさせていただきました時に、ちょうど私と同じテーブルの中に、東京帯広ふるさと会の会長さんがおられました。

その方といろいろお話をさせていただきました時に、以前は、十勝管内19市町村ありますけれども、そのうちの16市町村で東京ふるさと会があったそうでございます。

しかし、ここ最近では、今現在では9市町村まで減ってしまったということでございます。

やはり高齢化やら、会員がなかなか若い人も入ってこない。

あと、なかなか役員になれる方がいないというようなこともあったのかもしれませんが、そういったことで段々と東京ふるさと会の方の十勝管内の数は減ってきているのですというお話を聞きました。

ですからやっぱり、何か手を打っていかないと、まだ今は東京の役員さん、私と年代も近いのですけれども、それにしても、もう高齢者の仲間入りの年代でございます。

やはり今後、何か手を打っていかないと大変なといひましようか、なかなか継続というのは難しいのかなというふうにも考えているところでございます。

この3つのふるさと会につきましては、これ我が村の本当に大切な組織であります。

昨今、よく関係人口ですとか、または応援人口というような言葉が最近よく耳にするようになってまいりましたけれども、このふるさと会の存在意義というの、まさしくこの二つの言葉に当てはまるものではないかなというふうに私は捉えております。

今までも、先ほども出ていましたけども、川越の産業フェスタですとか、あと、最近はないかもしれませんが、村の農協の収穫感謝祭等にも出店をしていただいたりですとか、また、今年は来ていただいたかな。村の盆踊りにも参加をしていただいたりとか。

本当に暖かい応援団だなというふうに、つくづく感じているところでございます。

先ほど申しましたけれども、私も前回の質問のあと、私の同級生、あまり多い学年ではございませんでした。

55名ほどしかおりませんでしたけれども、やっぱり声を掛けれるというのはやっぱり自分の同級生ぐらいしかいないのですよね。

一つ学年違うと、もう全然誰がどこにいたかがわかりませんし、連絡もつきませんので、やっぱりそういった同級生、もしくは身内の人、そこぐらいしかなかなか声掛けていけないのですけれども、今後、やっぱりこのふるさと会を継続していくためにも、ぜひ、村長をはじめ、各職員の皆さん方、そしてまた議員の皆さん方も、ぜひ連絡が取れる方、取れる同級生などに声を掛けていただいて、この3つのふるさと会の入会について、勧めていただけないかなというふうに思います。

なかなかこれ、余計なお節介になるのかもしれませんが、なかなかこの個人情報の取扱いが厳しい状況の中で、このような対応ぐらいしか、なかなか自分としては思いつかないのですけれども、その辺ちょっと、村長の見解といひましようか、村長ももともと村出身で、学生時代は一時離れたこともあるかもしれませんが、同級生もおられると思いますし、また、今まで勧誘もされたこともあるのかもしれませんが、そういった方法ぐらいしか私は思いつかないのですけど、何か村長もそういった会員増加に向けての考えといひまうのは何かありませんかね。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 最初の答弁で申し上げさせていただきましたとおり、妙案はありません。

ただ、宮部議員が実際にお声を掛けていただいて、加盟くださった方が何人もいらっしゃるというお話を聞きましたし、私も帯広会で同級生が1人、コロナ前に参加してくれた人間

もいたりします。

なので、やっぱり情報を届けることというのは今すごく難しい時代ですので、そういった面では、SNS等を使うというのは手段の一つに過ぎないのですよね。

その中で、やっぱり一番は、口コミというのがやっぱり一番効果があることだと思いますので、これはできる人間が口コミで広げていったり、当然、SNSも使いますし、口コミも使いますし。

お金を掛ければ、例えば、新聞にデカデカと広告を載せるだとかそんなこともあるのですが、しょうけれども、なかなか費用対効果考えるとそれを踏み切るかどうかというのは難しい面ありますけれども、まずはやっぱり、口コミというのは非常に有効だというふうに思っています。

俺も行くからお前も来いよという、そういう声掛けというのはすごく重要だと思いますので、そういった地道な活動、私も含めて勧めていきたいな、中札内村出身者は勧めていきたいなというふうに思います。

ただ、今回、東京ふるさと会で、去年から新たに、元々会員だったのですが、初めて参加したという方が、やっぱり定年退職を期に、時間がゆとりができて、行ってみてすごく良かったということがあるので、なかなか人生の節目みたいなものもやっぱりあるのだなというのをすごく感じました。

全くそれまで関心なかったのだ、はっきり言うというふうに言われていて、そういった意味では、なかなか若い人はやっぱりすごく自分の日常生活に忙しい面もあると思うので、若い人たちにはいつか入ってもらうための情報発信を地道に続けていって、中札内村のことを頭の片隅に置いていただく。

その中で、ポッとどこかのタイミングで背中を押されるようなことにつながればいいなと。

それが口コミであるかもしれませんし、SNSの発信であるかもしれませんし。

それというのはやっぱり継続して地道にやっていくということがすごく重要なのではないかなというふうに、改めて思った次第であります。

私どももしっかり、そのあたり努力してまいりたいですし、議員の皆さまもすごいコネクション持っていらっしゃると思いますので、ぜひご協力いただきたいなということを重ねて申し上げたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） ぜひ、村長も、何人か入れられておりますし、また今後ともぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

私も今回、東京の方参加させていただいて、私の2つ先輩が入会されておりまして、やっぱり定年になった後に入られたのかな、そんな感じで、やっぱり若い時というのは、どうしても仕事にある程度集中していますので、なかなかそういった余裕もないのしょうから、少し時間が取れるようになった段階で入られるという方も多いのかなというふうに思います。

そういったこともありますし、本当に、親が村出身でなくても、子どもさんが中札内村で生まれ育って、就職されていろいろなところで働かれている方もおられると思いますので、そういった方々にも、何かぜひアプローチがいただければなというふうに思います。

私も札幌ふるさと会に出席したのは、もう5年ぐらい前だったと思いますが、確かその時、出席した時に、まだ30代半ばぐらいの若い男性が2人ほど入会されて来られていたのですよね。

エッと思って私もびっくりしたのですけども、どういうつながりで入られたのかはよくわかりませんが、多分、今40歳ぐらいになっていると思いますけども、そういった方々も入ってくれております。

やはり段々とそういった、少し若い人を入れていかないと、本当に継続が難しくなっていくというふうに思いますし、ぜひ、議員の皆さん方も、また、職員の皆さん方の中でも、本当にそういったことでご協力をいただければなというふうに思います。

最後になりますけれども、3つのふるさと会に入会されている方々も、会員の方々も、かなりもう年配の方々もおられますので、中札内村で過ごした年月よりも、今の場所の方が、生活基盤ができておりますので、本当にそこが都ということになっておられると思います。

なかなかそういった方々が戻って来られるということはなかなかないと思いますけれども、向こうで生活基盤ができておりますので、無理だと思いますけれども、しかし、自分のふるさととして、何かの機会に思い出していただける。

そしてまた、身内の方でもこちらにおられれば、中札内村に行ってみようなど、遠く離れていても村を思い出してくれる方がいるということは大変ありがたいことだなというふうに私は思っております。

これからも、各ふるさと会が長く活動できますように、村としても、議会としても、知恵を出し合いながら、この3つのふるさと会を守っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと。

質問ではないですけども、そういったことで、私の質問を終えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、休憩をしたいと思います。

午後3時20分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時17分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、一般質問、次に、5番福原議員、お願いいたします。

○5番（福原一斉君） 最初に、一般質問通告後に、全員協議会の中で、大規模育成草地の道営事業について、概要は説明をいただきましたけれども、通告後でございましたので、繰り返しの答弁になるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、大規模草地育成牧場、道営事業の概要について、お尋ね申し上げます。

大規模草地育成牧場では、平成30年に現指定管理者に切り替わる際、当時、指定管理者の代表者であったことから、これは不肖私めでございます。

従来の牧場の多くの問題点、改善点などを指摘させていただいたところであり、来年度から計画されている「道営草地畜産基盤整備事業（公共牧場整備）」には大きな関心を寄せているところでもあります。

当時、指摘させていただいた中で最も大きな2つの問題「老朽化し作業性の悪い牛舎」、「更新のされることのない永年放牧地」については、今回の事業でどのように改善されるのか。

また、収容頭数はどれぐらい増やせるのかなど、大きな期待をもって事業の詳細を心待ちにしているところでもあり、来年度からの事業ということで、すでに決定されたこともあろうかと思しますので、以上を踏まえ、以下2点についてお伺いいたします。

1、道営草地畜産基盤整備事業の計画概要、内容についてお尋ね申し上げます。

2、概算費用の規模と概算の負担割合についてお尋ねします。

○議長（中井康雄君） 答弁願います。

森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） 道営草地畜産基盤整備事業を活用した大規模草地育成牧場の整備についてですが、現在、使用している400頭が入る牛舎につきましては、昭和53年に建てられた施設で老朽化が進んでいること、当時と現在では、牛の個体も大きくなり、牛床の大きさなど設備が現在の体格に合っていないなど、福原議員がご指摘のとおり、抜本的な見直しが必要となっております。

こうした状況を踏まえ、道営事業による整備を検討し、新たに500頭規模の牛舎を現在の南札内基地前に整備するとともに、この間、手つかずであった各放牧区の草地更新も行う予定としております。

1点目の計画概要についてですが、整備を予定している施設は、育成舎250頭規模が2棟、事務所1棟、飼料保管用バンカーサイロ及びロールサイレージ置き場、そして堆肥舎1棟であります。

牛舎には、自動的に糞尿を堆肥舎へ送り込む徐糞用ケーブルクリーナー等を設置し、作業能率の向上と牧場従業員の負担軽減を図ります。

また、草地更新では、南札内基地周辺及び元更別牧区を中心に、整備改良面積は314.7ヘクタール、造成改良面積が15.4ヘクタールを予定しております。

なお、基地から遠い西札内牧区の奥地や南札内の一部は、起伏が大きくて作業しづらく、放牧にも適していない等の理由から、今後も有効な利用が見込まれないと判断し、今回は更新しない方針であります。

2点目の概算費用と負担割合についてですが、今回の事業は、令和6年度から令和11年度までの6年間で整備するもので、総額28億円と見込んでおります。

その内訳は、草地更新等の面整備で8億1,500万円、施設整備で18億4,500万円、機械等購入費1億4,000万円となります。

費用負担の割合については、国及び道の負担が75%、地元負担は25%となっており、本村の負担額は7億円との見込みです。

なお、村負担分の財源につきましては、地方交付税算入率80%の辺地対策事業債を活用することで、関係機関と協議を行っております。

また、施設整備分における事業費の7.5%分、約1億3,800万円分については、受益者に負担していただくことで整理したいと考えております。

国営事業で面整備等を行った場合も、地域負担25%のうち7.5%を受益者負担としていることから、数値設定の根拠といたしました。

なお、今回説明した事業計画は現時点でのもので、今後も細部については一部変更する場合もございます。

村としましては、今後も村内酪農家や関係機関と連携しながら協議を進め、令和6年度からの事業が円滑に進められるよう取組んでまいります。

○議長（中井康雄君） それでは、再質問をお願いいたします。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ただいま答弁いただきまして、概算については、先日の全員協議会の中での説明と大体同じかなというふうに思っております。

何点か、当時の協議会の中でも質問できなかった、時間の関係上できなかったものですが、確認を含めて質問させていただきたいと思います。

ロールサイレージ置き場あるいは乾草舎といったものが整備されるかと思えます。

乾草舎については、今回の答弁の中にちょっと抜けているのかなと思っているのですが、図面の中にはありますので、やる前提で質問させていただきますが、概ねざっと自分の中で計算しますと、ロールサイレージ置き場1, 640平米、乾草舎が大体250坪ぐらいになるのかな。

そう考えると、乾草ロールですとか、麦稈ロールですね、大体大きさ決まっていまして、概ね3,000本弱保管ができるような規模になっているのですが、実際のところそれだけの乾草ロールは1年間では収穫できないのではないかなというふうに思います。

ただ、その後に草地更新が314ヘクタール、それから、造成が15ヘクタールあるということで、その更新を含めて、放牧地を一定程度採草ができるような状況にすれば、それだけの数は確保できるというふうな計算になるのですが、そのような考えでよろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今、お話がありましたロール置き場、あるいはバンカーサイロや乾草収納庫の整備面積の関係ですけれども、基本的に福原議員がおっしゃっているとおり、今回の道営事業、併せて面工事も行います。

面工事を整備した場合、当然それを置く場所、全体的な草地更新を行いますので、そういった時の草地の置き場所の面積から逆算していくと、今回、整備する広さ程度の大きさのものが必要になってきたというところで、今回、事業計画の方をまとめたところでございます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 更新については、314ヘクタール、それから造成が15ヘクタールということで、合計しますと330ヘクタール、これを平成11年までの5ヶ年間で更新していくということで確認をいたしました。

ありがとうございました。

過去5年、難防除事業などを使って、合計すると大体60ヘクタール余りに関しては、更新を大規模草地でもしてきたわけなのですが、これだけ大規模な草地更新というのは今までやったことがないということで、非常に更新した後の畑の維持ですとかも含めて、管理のしやすいような畑になるような更新を目指していただきたいと、こんなふうに思っ
ての質問でございました。

続いて、2番目の概算費用と費用負担割合についての質問なのですが、概算で総額28億円と非常に大きな金額だと思っております。

ただ、そのうちの75%、約4分の3ですから21億円余りになるかと思えますけれども、21億円が国と道からの資金投入というような形になりまして、非常に大きな形で、それだけの責任も伴うというような形での理解かなというふうに思います。

ちょっと用語といいましょうか、自分の理解が足りないものですからわからないところ、ちょっと調べて意味はわかったのですが、その中身がちょっとわからない部分がありまして、辺地対策事業債というものを80%の部分に、地方交付税参入率80%の辺地対策事業債を活用するというふうに答弁をいただきましたけれども、この辺地対策事業債が大変有利な事業債だということは理解をしているのですが、使うことによってどのようなメリッ

トがあるのかということをお伺いしたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今回、受益者負担を除くところですけども、事業費28億円でそれぞれ地元負担25%ということになりますと、7億円という形になってございます。

今回、今、村としまして辺地対策事業債の活用を検討しているというのは、この7億円の財源といいますか、7億円をどう確保すると考えた際に、やはり交付税の参入率の高い地方債といいますか、借金をすることで、実質村の持ち出し分が還ってくるといいますか、7億円の結果的に80%は交付税に参入されて、それが交付税となって跳ね返ってくると言いますか、戻ってくるといいますか、交付税算定式に参入されるという形になるのですけども、やはりそういったことで、村としての財源を確保したいということで、今回、今、辺地対策債の活用を振興局とも協議させていただいているというところでございます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 丁寧な説明で、私の方はずっと理解をできました。

大体5億6,000万円ぐらいが交付金の参入として戻ってくるというような理解かなというふうに思いますので。

となれば、村の持ち出し分はおよそ1億円、この概算の金額の中で考えますと1億4,000万円ぐらいの負担。

それに対して、国、道からの負担が21億円という形なのかなということで理解をいたしました。

それで、続いて、受益者負担の部分ですね、1億3,800万円ほどを想定しておるということで、地域負担が25%のうちの7.5%ということで、計算すれば大体1億3,800万円かと思えますけれども、この金額の算定ですね、実は平成28年に、今、新牛舎と言われている、離れたところに建てた、牛舎を建てた際に、これはクラスター補助金を利用して建てたものだと思いますが、総額で大体、牛舎本体ですけども2億1,000万円ほどの牛舎を建てた際に、受益者負担として、受益者が負担した分は、総額大体1億3,000万円ほどだったのですね。

この時の算定として、クラスター補助金を抜いた補正予算債の半分を受益者が負担をし、村が半分を負担したと。

単独事業債というものを発行されまして、それが1億1,000万円、それを全て受益者が負担をしているということで、その当時、この2億1,000万円の牛舎を建てた際に、その受益者負担が1億3,000万円ということで、非常に負担の比率としては大きな負担をしています。これは28年度からです。

その時に実際には、預託料金ですか、45円アップというようなことで、非常に大幅な改定がされたという経緯がございます。

そういったものと、今回のこの7.5%がかなり相違があるので、そこら辺の整合性をどのように考えているのか。

この28年度にやったものの見直しを今回できるのかどうかということをお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 28年に建設した牛舎の費用負担の関係ですけども、ただいま福原議員がおっしゃったとおり、当時、28年度建設した牛舎、大体2億1,000万円ほどの事業費をかけて建設し、そのうち5,000万円ちょっと、その時、村として、補正予算債で補助金のバック分の2,400万円を除いた額につきましては、全て受益者負担と

いう形で、牧場の利用料に反映させて、当時、結果的に反映になったという経過がございます。

したがって、福原議員のおっしゃるとおり、当時の受益者負担といいますが、酪農家さんの負担が、通常といいますが、一般的な基盤整備の考え方よりも、かなり高額に負担をしていただいた上で、牧場使用料が設定されたというのは、されてきていたということは認識しております。

今回、最終的に、今7.5%、受益者負担7.5%、これは国営の基盤整備事業と合わせて受益者負担を同じ割合で整備していくというふうに考えておりますけれども、28年度に建設した時の牛舎の負担割合についても、今回、道営事業の負担割合を再算定する中で、改めてその負担割合が適切だったのかどうかも踏まえて、統一的に受益者負担の割合については、見直し検討を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ありがとうございます。

今、お答えいただいたように、私としては、28年度に決めたこの費用割合、これを見直していただくというのが、非常に酪農家にとっても理解が進むのではないかなというふうに思っています。

ということは、当時の話ですけれども、これ28年度にこの2億円ほどの牛舎を建てて、大幅なアップを酪農家としては経験をしているわけで、この時、非常に実は入れる頭数がかかり激減したような状況もあります。

同時に、当時指定管理者でありました農協との理解もかなり温度差ができて、それがきっかけに、それが要因ではないのですけれども、一つの要因として、その後、29年、30年に指定管理者を外れると、変更になるというような自体がなくなってしまったというふうに私としては認識しておりますので、今回この道営事業導入をして、牛舎を18億円ほどの牛舎ができるわけですが、その中で、酪農家の心配としては、この18億円もの牛舎を建てた時に、じゃあ、果たして預託料金幾ら上がるのだと。

そういった理解をしている酪農家さんもしらっしゃるということで、この辺の説明をしっかりとさせていただいた上で、根拠ある預託料金を再設定していただきたいと、こんなふうに考えている次第でございまして、今の質問になったというふうにご理解いただきたいと思います。

続いて、現在新しい牛舎、まだこれは8年度ぐらいから着工の予定だというふうに伺っておりますが、現在使っている旧牛舎の活用方法についてお伺いしたいと思います。

当然ながら新しい牛舎ができますれば、今現在使っている牛舎については使わないよという形になるのが自然かなと思いますが、現実としては、使わないからといって取り潰してしまうということも多額の費用が発生いたします。

また、老朽化しているとはいえ、中をある程度改修すれば、今後も使うことはある程度可能なかなというふうな私としては見解なのですが、この旧牛舎の活用方法について、今のところ考えていることがあれば、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 現在使用している牛舎の活用方法等についてですが、福原議員の質問にもあったとおり、昭和53年につくった牛舎ですので、当然、当時と牛の大きさ等も変わっていますので、使用にあたっては、旧牛舎の改修等もやっぱり必要になってくるのかなというふうに考えております。

それを踏まえながら、今回、道営事業の概要については、酪農家さんにも説明会を開催さ

せていただきまして、11月下旬にその説明会を行った際も、酪農家さんからは、患畜ですね、病気で通常預かれない牛といいますか、基本的には牧場で預かれない牛、こういったものを、例えば、今の既存の牛舎を使って、感染していない牛と分けることによって飼養することができないだろうかというご意見もいただいたところです。

この部分については、村としても、当然村内でも牛ヨーネ病ですとか、そういった病気が最近、非常に多く発生しているというところもございますので、その部分については、前向きに検討をしていきたいというふうに思っておりますけども、ただ、患畜を扱うとなれば、衛生飼養管理、徹底しなければならないですし、機械類、設備、そういったものも新たに整備しなければならないというところもありますので、そういった財源の問題というところもございますし、作業員への負担というところもありますので、そういったところは今後改めて、そういったご意見もいただきましたので、患畜を預かれないかというご意見もいただきましたので、その部分については、今後、様々な角度から内容を検討していきたいというふうに、現段階では思っているところです。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ただいま答弁いただきましたように、旧牛舎においても、有効利用していきたいというのが酪農家の考えだと思います。

これ400床に及ぶ牛舎があると、改修すれば牛を飼うこともできるということで、そうならば、これは仮定の話なので、なればですが、現在使っている400頭の牛舎に加え、500頭の牛舎ができるということで、さらに入牧頭数を増やすことが可能だということで、何とかご理解と、これに向けた努力をしていただきたいと、このように考えている次第でございます。

続いて、6月の決算定例会の時にも質問をさせていただいたのですが、この大規模草地育成牧場の現状を鑑みた時に、やはり入牧頭数を増やしていくのだということ、これについては必ずやっていかなければならないというふうに思います。

現在、村では帯広畜産大学と一緒に、育成牧場の機能ですとか、役割ですとかメリットですとか、そういったものを見える化しようという作業をしております。

それをもとに、見える化されたデータですとか、このようなメリットがあるのだというのが明確になったものをもとに、酪農家に丁寧な説明と、それと一緒に、議会あるいは一般村民に対しても、村の基幹産業の基盤づくり、あるいは後継牛づくりに育成牧場は必要との理解を求める作業を進めていただきたいと思います。

もちろん私自身も、そういった協議には最大限協力はさせていただいておりますが、今後こういった作業、させていただけるのかどうかということでお伺いしたいのですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 福原議員がおっしゃるとおり、当然牧場の利用頭数、入牧頭数を今後増やしていかなければ、やはり経営の安定というところでは欠かせないというふうに思っております。

運営費等も高騰している中で、この部分についてもいずれは当然、やはり今、支出と収入の均衡のバランスというのがやはり崩れているという部分もございますので、利用料負担をいただくためにも、やはり牧場のあり方ですとか、牧場の機能の見える化ですとか、そういったところは今後も図っていかなければならないかなというふうに思っておりますので、今年度、畜産大学との共同研究事業の一貫で、今現在、牧場の機能の見える化と預託料のあり方というところについて、問題を畜産大学の方に投げかけさせていただいて、共同研究を

今進めているところでございますけども、この部分についても、今後も畜産大学と一緒に進めていきたいというふうに思っておりますし、村内の関係機関ですとか、酪農家さんにも加わっていただきながら、その部分については、今後も進めてきて、最終的には預託頭数の増につながるような動きをしていきたいというふうには考えております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 私の方も最低限、できる限りの協力といいたいまいしょうか、できることはやらせていただきたいというふうに思っていますし、加えて、できれば、関係機関、農協、普及所含めて、全体で知恵を出し合っていかなければ、なかなか難しい問題があるというふうに思っていますので、何とかご協力をいただければというふうに思っている次第でもございます。

また、午前中に戸水議員の方から、鳥インフルエンザのお話もありましたけれども、この公共牧場を維持していくのは、今現在村ですて、村で牧場を維持していく上で、この法定伝染病ですね、その対策をどうしていくというのは本当に喫緊の課題ではないかなというふうに思っています。

そういった中で、今回、ヨーネ病というものが今現在も、中札内村の中で、今現在3件ですか、対策農場という形になっておりますが、これについては、1998年ごろからだったと思いますが、国の方で毎年検査をいたしまししょうということで、各酪農家については5年に1回のケースだという形の中で、検査を続けておるわけですけれども、感染牛の発見については、年々拡大している状況でございます。

当然ながら、国の指針に則った形で、道としても対策をしております。

感染牛が確認された場合には、感染牛はもちろん淘汰。

その後、発症の牧場については、3年間6回の検査を全てクリアしなければならないと。

それから、6ヶ月以上の牛が検査対象になっているということで、6ヶ月以上の牛と同居している牛については全頭検出しましょうと。

非常に厳しい、厳しいといいたいまいしょうか、当然なのですけれども、そういったことをやって、今現在もやっています。

こういったものを20年以上やっているのですが、いまだ数が減ってきましたねということはなく、一度もなく、ずっと検査をして発見される頭数は増えているという状況でございます。

昨年度、日本で1,147頭、うち北海道で997頭、ほぼ90%以上だと思いますけれども、そういった頭数が見つかっている。

なおかつ、振興局ごとに言いますと、そのうち十勝が約半分なのですね。

こういったものが継続的に5年ごとに検査を行われております。

当然出た牛については、同居はできないということなので、当然こういった公共牧場に入れることができないのですよね。

入れていった牛も検査で感染牛が発見された牧場に戻さなければならないと。

ようは6ヶ月以上の牛が育成牧場にいますので、よその牛も検査対象になってしまうので、それを避けるために、自分のところに返さなければならないというような状況でございます。

非常に費用負担も大きい。

はずかしながら、私のところも対策農場でございまして、一昨年出た時には、そういった育成牛飼う牛舎ありませんので、9月に出てどうしようかということ協定して、牛舎を建てましょうかと。

冬までの間に牛舎を1頭建てて、その時は7,000万円ほどの牛舎を建てざるを得なかったというような状況です。

育成牛舎なので、その分売上が増えるわけではありません。

その分費用負担をしなければならない。

なおかつ、有利と思われる哺育施設ですとか、大規模草地には牛を入れられないと、こういった非常に経済的にも厳しい状況になります。

これの非常に問題だなと思うのは、ごめんなさい、ちょっと質問長くなりました。

申し訳ありません。

ワクチンあるいは治療方法がないということで、法定伝染病に指定をされているところでございますが、確かに発症すると治らない、半年から1年の間に死亡するというような非常に危険な病気だとは認識をしているのですが、果たしてこれを入れて、出てきているものを法定伝染病に指定をし、正常国を目指すというのが今の国の姿勢なのですが、果たして正常化できるのかという疑念を持っています。

これについては、これは私の感想で大変恐縮ではございますけれども、ほぼなくなることはないだろうというように感じています。

そういった病気であるにも関わらず、感染したからといってすぐ発症するわけではないので、見つかった牛については、ほぼ健康なのですよ。

健康なのです。

なおかつ5年に1回検査をしていますけれども、その中で症状を発症して見つかった例というのは、これは日本でもいないのですよね。

ゼロ頭なのです。

ですので、菌が見つかったから、イコール危険だという認識が、そろそろ20年もやればわかるのではないかなというように思っているところでございます。

当時に比べれば、酪農家においてもそれぞれの牛舎の消毒ですとか、衛生管理、非常にしっかりしている状況、そういう中で飼養管理をしているのですけれども、5年に一度検査をすると、ポツッ、ポツッと出ている。

なぜかという、私思うに非常に検査精度も上がっています。

PCRで偽陽性が出たものに関して、糞便検査ということで検査をするのですが、何千頭に1頭か、これは確率的に出るのではないかなという状況、そういったものがございしますので、何とか牧場を抱える村としては、この対策は本当に正しいのかどうなのか。

見直しを迫ることもいいのではないかなというふうに感じておる次第でございます。

これは一つの村だけで要請してもなかなか難しいところもあります。

ほぼ十勝が半分以上占めるということで、このヨーネに関しては、十勝が声を出さなければ見直されるということはなかなか難しいとは思いますが、なにせこれが発見された時の対策、それにかかる費用、それから、村としてもこの大規模草地存続に関わる問題であります。

5年に一度検査すれば、何頭の牛が出るか、はっきり言ってわからない。

年々どんどん発見率は増えている。

そういう状況ですので、何とかこの対策の見直しを検討するよう要請なり何なりをするべきではないかと、私は考える次第でございましてけれども、村の見解をお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中井康雄君） 福原議員、今のは今回の質問とは若干違うと思うので。

これはこれでまた、この問題で改めて質問をした方が僕はいいと思うのですけども、どうでしょう。

○5番（福原一斉君） 道営事業やっていくに関しては、国としても大きなお金を入れてくれているわけですので、責任が伴うかと思うのです。

そういった中で、ヨーネが多くの牧場で出れば、牧場存続に関わるのです。

運営できなくなってしまう可能性がある。

そういったことでの観点から、このヨーネ対策について、どのように考えているのかというのを伺いたかったのですが。

○議長（中井康雄君） 本当に大きな問題なので、それはそれでまた別にやった方が、僕はもっともっと理解を得れるのかなと思ったのですけども。

尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 一般質問の通告が牧場運営というところなので、その視点でちょっと、考え方を答弁させていただければというふうに思っておりますが、福原議員がおっしゃるとおり、ヨーネ病の発症というのは、それは大きな問題だというふうに、村としても認識しております。

それは、酪農家さん自身も先ほど福原議員がおっしゃっているように、当然、自分のところに育成できない分だけ自分のところの経費がかかるという部分もございますし、当然、お預かりしている育成牧場、村としても、その分預託料収入が入ってこないという形になりますので、収入が減になるということで、双方デメリットしかないといえますか、という認識は村としても持っているところでございます。

ただ、現実的な話をさせていただくと、家畜伝染予防法で定められている法定伝染病というところもございますので、村としてヨーネ病をどうするか。

それは国の法律で定まっているところでもありますので、ちょっと村で個別対応ができるというレベルの話ではないのですけども、ただ、遺伝子検査、精度も上がってきているというところもおっしゃるとおりかなというふうには思っております。

ヨーネ病の取扱いですとか、ヨーネ病の対応については、現段階でちょっと村としてこういう方向性でということはないのですけども、つながりがある家畜衛生保健所ですとか、そういったところとも協議をしたり、あるいは、ちょっと適正かどうか、できるかどうかはわかりませんが、今、畜産大学と連携事業も今年度から始めた中で、例えば、そういったところが触れられるとか、そういった話はできるのかなというふうには思っておりますので、村としてもそのヨーネ病に対する問題意識は持って、この後も対応はしていきたいというふうには思っております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ありがとうございます。

ヨーネについては、非常に対応の難しいといいたししょうか、この法定伝染病15種類ある中でも断トツにこの発見頭数が多いのですね。

そういう中で、定期的に検査すると、一定程度の頭数が出るという認識だけは持つておかないと、いざ出た時に、それこそ出たところの牛全部引き上げるということになれば、せっかく入牧頭数を増やそうとしても入れることができないという状況に陥ってしまうということで、その辺は加味しながら、今後の運営を考えていただきたいという思いでの質問であったとご理解いただきたいと思います。

先ほどの戸水議員の質問の中でも、鶏卵、養鶏に関しては、村には欠かせない自慢の産業だというような言葉がございました。

これは酪農に関しても同じなのですね。

農業、酪農生産、145億9,100万円のうち、酪農については57億1,000万円。

酪農の戸数は21戸で、この数字でございます。

経産牛頭数は4,500頭余り、育成牛も同等かというふうに推察をするところです。

経産牛1頭あたりの乳量は1万2,000キログラム、1戸あたりの飼養頭数、その他もろもろ、本当に全道トップクラス、日本有数の酪農の村とも言える。

このようなことでございますので、それを支える育成牧場も全道トップクラス、日本有数でなくてはならないと私は考えております。

今回の道営事業の導入を契機に、そのような育成牧場を目指していただきたいと、こんなふうに思っていますので、何とぞご理解とご協力をいただきまして、私の質問、終わらせていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 次に、1番船田議員、お願いいたします。

○1番（船田幸一君） それでは、私の方からご質問させていただきます。

猟銃の所持許可等に係る申請者の負担軽減についてであります。

本村の猟友会では、年々会員の高齢化などにより、会員数が減少傾向にあり、将来の活動や会の存続が危惧されております。

また、その一方では、担い手不足が顕著になっているとも言われています。

村は、これらの実態をどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

村として、今後の有害鳥獣駆除の出動要請を行うにあたり、会員数減少と担い手不足により今後の活動に与える影響について、どのような見通しを立てておられるのか、お伺いをいたします。

さらには、村において担い手の育成、確保を図る観点から、猟銃の所持、狩猟許可等に係る申請者の負担軽減について、具体的な措置を講ずる考えがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（中井康雄君） 答弁願います。

森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） 全国的に猟友会構成会員は、年々減少傾向にありますが、中札内村の直近5年間の会員数は、令和元年度18人、令和2年度17人、令和3年度18人、令和4年度19人、令和5年度19人と横ばいとなっております。

また、新規会員の加入により、現在の60歳以下の会員は、19名の会員中9名で、高齢化には一定の歯止めはかかっている状況です。

このため、近年の有害鳥獣駆除頭数等に大きな変化はみられず、現状では安定的に活動していただいていると受け止めております。

しかし、会員の担い手不足、高齢化は本村においても今後、確実に進むと考えられ、船田議員が懸念されているとおり、有害鳥獣駆除の持続性確保に向けた方策は必要であります。

担い手の育成、確保については、農林産物等への被害の減少を図ることを目的とする有害鳥獣捕獲対策支援事業として、農業の経営主や農業生産法人の構成員等で猟友会に入会する方を対象に、新規に狩猟免許や猟銃所持許可申請等に係る費用に対して全額助成を行っております。

ただ、同支援事業の活用について、農業経営主等の要件に該当しない方からの問い合わせがあるなど、一般の方で免許取得に興味を持たれている方がいる状況を把握しております。

猟友会の意向を確認させていただきながら、複数の自治体でも導入している支援対象者の拡大などを視野に入れ、担い手育成、確保に向けた見直しを検討する考えであります。

○議長（中井康雄君） 再質問お願いいたします。

1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） 私がこの質問をするにあたって、なぜこのような質問をさせていた
だくか、背景をちょっと申し上げたいと思います。

道内でかなり人的な被害等が出ているということで、私いろいろと調べさせてもらいま
した。

そうすると、10月27日、北海道知事がこのような発表をしています。

細かいことはちょっと申し上げませんが、人里周辺への出没が心配していることを受け
て、今年春からは春期管理捕獲をはじめますが、捕獲頭数は20頭にとどまっているのが現状
だそうです。

道はこうした課題を踏まえまして、地域でヒグマ捕獲に従事するハンターなどに対し、狩
猟の弾薬や車両移動時の燃料費、捕獲した個体の処分費用など、出勤経費に対する支援を環
境省に要望しております。

さらには、春期管理捕獲の確立、拡大に向けたヒグマ捕獲従事者の育成、確保、捕獲強化
に資するモデル事業の実施を要望いたしました。

村では、これらについて、情報として把握されていますか。

それともう1点は、これに関連しまして、このモデル事業が環境省により認められ実施さ
れた時に、恐らくこれは道が道内全域を意味しているとは思えません。

それは各市町村に対する実施を求めるものだと思います。

これらが採択されたときに、村としてこの情報をもとにどのように対応していくのか。

その点について伺いをいたします。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 船田議員からの再質問についてお答えしたいと思います
です。

春グマの関係なのですが、道で発しているということで認識はしております。

モデル事業についても認識はしておりますが、春グマの状況でございますが、2月から5
月までの時期に許可が下りるということで、狩猟の許可が下りると。捕獲ですね、捕獲の許
可が下りるということで認識しております。

ただ、中札内村としては、昨年も同じ事業をやっておりましたので、手を上げておりませ
んでした。

管内でも手を上げているところはございませんでした。

実際に20頭というふうに、話ございましたが、それも把握しておりますし、実際、管内
で手を上げたところはなかったということでございます。

今年についても、特に、狩猟期間というのがございまして、狩猟期間の部分が1月31日
まで狩猟期間がございます。

10月からですね。

その部分では、クマをハンターが駆除をすることができますので、そういった部分でも該
当できますので、そういった雪深い中札内村でございますので、なかなか2月、3月での狩
猟というのは、捕獲というのは厳しい部分がありますので、そういった部分も踏まえて、山
も険しいことでございますので、昔、春グマの対策としましては、穴グマを撃ちに行ったり
とかしていましたので、そういったことは考えていないということでございます。

○議長（中井康雄君） 1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） 私、付け加えさせていただきますと、この質問にあたり、猟友会の
4 役と面談をさせていただいて、情報提供と意見交換をさせていただいたうえで質問をさ

せていただいておりますことを申し添えたいと思います。

それで、私が一番懸念することは、来年度、日高山脈国立公園化に向けた環境省の認可が下りると思いますけれども、中札内村として、日高山脈はヒグマの宝庫だと言われているので、村として、やはり観光振興を図るうえでも、家畜の被害や人的被害が発生した時に、あるいは発生のおそれがあると、予見できる時に、事前に対応していくのが、私どもの使命かなと思います。

そういった関係からご質問をさせていただいたわけでありますけれども、その中で、猟友会のメンバーと話し合いをした時に、銃弾のこの話も私から提案をさせていただきましたけれども、猟銃に関して、銃弾に関して、なかなか今いろんな形の中で銃弾価格も高騰しています。

現実には3割、4割ということになってはいますけれども。

そこで、一体何が猟友会の将来のためにいいのかという協議をさせていただきました。

そうしましたら、申請費用関係をやはり何とか応援してもらった方がいいというようなお話でございました。

そして、再申請、再び、期間が切れた時に、申請する費用をこれも段々段々荷が重くなっているというようなお話も聞きましたので、皆さんの意思統一をいただいたうえで、今、こういうご質問をさせていただいたわけであります。

そこで、私ちょっと気になる点を申し上げたいと思うのですが、猟友会のメンバーからお話を聞くと、出動要請があったにしても、住民のいる、居住地の半径、確か540メートルだったと思いますけれども、なかなか発砲許可が出ないと。

もしくは、発砲する場合においても、警察官の許可がないとできないとか、そのような制約がかなりあるということでもあります。

ならば、村の中で、実際、出動要請回数はどのくらいされたのか、日数はどうだったのか。出動人員はどうだったのか、出動車両数はどうだったのかと、具体的な部分は把握されていますでしょうか。

まずはその点についてお伺いをいたします。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 出動要請でございますが、村からの出動要請はしておりません。

令和5年度ですけど。しておりません。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 中札内村においても、クマのどこどこで出ましたということで、朝晩は気をつけてくださいと。

村の情報無線なり携帯にメールが入ります。

何度かそれを目にした時、果たしてこれだけでいいのかなと。

つまり、出動要請がされていないということでもあります。

出動要請ができない理由というのは、村として人的被害がないから、あるいは、家畜に被害がないから。生命財産に被害がないというようなご判断をされて、出動要請をされていないのか。

それとも、もっと違う意味で出動要請をされていないのか。

その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 私の方からお答えさせていただきたいと思います。

必要な場合については、猟友会のメンバーに対して出動要請はいたします。

これは、出動要請をするかどうかの判断については、クマが出没した場所をきちんと把握したうえで、それが村だけが把握するのではなく、猟友会の会長さんなり、会長さんが不在の時には、メンバーに現地を見ていただいたうえで、見回りなりの行為をするかどうかということ判断しております。

たまたま、令和5年度については、そういう案件がなかったと。

ただし、直近でいけば、上札内の堤防の付近で、堤防の下の方、あまり場所言うべきではないかもしれませんが、ところで出没した時には、場所が上札内市街地の裏ということはありますけれど、もともとそこの堤防の付近というのは、クマの糞も確実に落ちている場所で、道路パトロール、堤防のパトロールの人たちもクマを実際に見かけるところ。

ただ、川を渡って西札内側のところを渡っている可能性があるクマでもあるということも十分わかっていましたから、ですから、放送としては、市街地の皆さんに対して、生ごみを外に出さないとか、クマを寄せ付けない行為をしてくださいというふうな案内を差し上げただけでございます。

必要な場合については、当然、出動いただくことは、当然あるというふうに思っています。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 村としての実態として、そのような状況になっているということがあります。

そこで、先ほど、環境省による国立公園化と、それから、このモデル事業についての環境省の管轄なものですから、担当別だと思えますけれども、ちょっとセットでお話させていただいたわけであります。

当然これから日高山脈の関係の中で、国立公園化を目指す中で、その中で中札内村の観光地として唯一村が管轄する観光地、つまり、日高山脈の公園であったり、山岳センターであったり、その一体、全体がかなり広域な面積であります。

そこで、観光客というお話先ほどしましたけれども、話が前後しますが、やはりその道路等にも、安全を図る観点から、立て看板なり、あるいは注意喚起するそういう設置等をお考えになっているのか。

今は、一部はあるのかもしれません。

しかし、これから様々な形でそういう動きがされていくのかなと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から札内川園地のクマ対策と言いますか、その部分についてを答弁させていただきたいというふうに思っています。

札内川園地もやはりヒグマの生息地に近いところというところもございますので、山岳センターでは、例えば、目撃情報につきましては、山登る方、あるいは、山岳センターに来場されてきた方に、出沒地点を、地図の上で落として、何月何日何時にこの地点で、クマの目撃情報があったという周知は行っておりますし、今年度なのか、昨年度なのかというところ、ちょっと手持ち資料がなくてわからないのですが、山岳センターにおいても、やはり登山者へのクマ対策ということで、クマスプレーの携行ですとか、あるいは、レンタルというのも行っておりますので、こういったヒグマ対策というのは、札内川園地でも今後も実施していきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） ありがとうございます。

質問の内容が飛び飛びになって本当に恐縮、ありません。

そんな意味で、最後に、このようなことをお尋ねしたいと思います。

それは、先ほど、猟友会の村における構成員の数が、直近5年間で横ばいと、19人前後ということでありました。

実はもっと古い話もありまして、実際はかなり減っていますよと、最近横ばいに見えますけども、現実には、狩猟免許を取れない方が、若い人、かなり出ているということで、実際に稼働する時になったら、このメンバーでは体制が組めないというようなお話もありましたので、そこら辺で、更新の手続き費用も含めて、一般の方々が猟師になる、そのような希望を持たれている方のためにも、ぜひとも負担軽減を図っていただくご努力をしていただきたいなと思います。

よろしく願いをしたいと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 1回目の答弁のところでもお話したとおり、村のその支援事業、補助事業ですけど、罾の免許然り、銃猟の免許、こういったものを取る時の費用については、今でも10割の補助をさせていただいております。

ただ、各種区分ごと1回のみということと、単純に言えば農家さん、その関係者ということに限定をしています。

なんでかという、それは有害鳥獣という括りの中で支援をしようということでした。

ただ、猟友会のメンバーさんが減っていることは、直近5年間ではあまり変わっていないのですけれども、私も現実問題は減っている。

その経験、鉄砲持って、撃って、捕るというその経験がどれだけある方がいるかということも含めてあるので、実際にそれは危惧するところと。

そういう面でいけば、ある程度取っていただける方を広げていく必要もあるのだろうと。

最近の報道の中でも、北海道は狩猟免許の取得機会を増やすというふうに言っています。試験の回数を増やすという意味ですけど。

そうなってくると、そういうふうに受けて、受けてもいいよという方がいた場合に、その部分を支援するというのは、ある程度考えなければならぬというふうに思っていますので、管内の市町村の動きもちょっと、今の状況も見ながらですけれども、猟友会の意見も聞きながら、その辺の見直しについては考えたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） ありがとうございます。

猟友会のメンバーも、今日のこの様子を、どういう形かわかりませんが、見ていらっしゃると思いますので、今、副村長から前向きなご答弁がありましたので、今後とも猟友会に対するご支援のほどをよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（中井康雄君） では、これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年12月中札内村議会定例会を閉会いたします。

散会 午後 4時22分